

うであります。共済基金には、必須の趣意書というようなものばらまきまして、前文は省略しますが、このように国では、農業災害補償法という法律によつて、農家を救済する保険事業に巨額な国費を支出して、災害から農家の損失を補てんするのであります。いかにも国自体が全面的にございというときには補償しておるやうだが、事実は、必須共済でなくして、支払不能になつても、現に支払い金の出どころもないという状態にありながら、こういうものをとんとん出していく、そして、この機会に、情実や系統的觀念等に支配されることなく自分の家を火災、風水害から守つていきましよう、こういう宣伝をやつて、政府が現在とらんとおる措置の上からくる混乱は非常に大きいものが出ておるのであります。私も昭和二十八年、九年の大水害から、農業災害補償制度全般の改正を抜本的に急いで、その一環として、この問題もつきりとした立場に考え直すべきだといふので、ここの臨時国会にも私は本会議で大臣の所信をただし、この間、関係法の出来の際にも所信をただしたら、抜本改正もやるのだ、こういうことをいつも言つておられる。ところが、説によると、そういうことは一応通常国会において見送るというやうな話も聞いております。そして、臨時の調整も根本措置もやらないで、一つ実績を一つの特定団体に与えていくというやうな考え方では、問題の解決にならぬと私は思うのです。農民は、一べん風水害を受けても、ほかの商売人や勤め人と違つて、よそへ転出

するなどということはできません。鍋田干拓のように、あれだけの被害を受けても、まだ鍋田干拓でわれわれはがんばると言つてゐる。それくらい定住性が強いものでありますから、農地、農業用施設並びに農家の住居、建物に對して国がめんどうを見ていくといふことは、私はいいことだろつと思つたのです。その方法については、今あなた方がやられんとおるやうなことが一つの実績をなして、そしてこの制度改正に関連を持つというやうなことになるやうな、これは大へんな事態になると思つたのです。まず第一、五万円から百万円までの保険限度がきめてあります。いかにも全額やれる建前になつておりますが、三重の場合は、県を統一して三十万ですか、二十万ですか、愛知の場合は、平均して五万円ですか、岐阜あるいは山梨等も大体愛知並みというふうになっておりますが、それは五万円は、もたないよりも、もつた方がよろしい。だが、それは住宅の再建資金というやうなものとしてはほんの一部にしかありません。やるならば、その保険掛金率と最高の限度と支払いの実額を示して、それにふさわしく掛金も料率も定めて、そして權威を持つて、こういう風水害等に対して、定住性の強い農民にその補償をやつていくということが必要であらうと思つたのです。県によつて、むちゃくちゃをやつた地方の農民は契約高二十万に達し、そして不統一であるために、五万の県は五万で泣き寝入りをする、そういうことは私は許されないと、思ふのです。国が一つの制度を臨時応急に利用して、出資していかれること自体にわれわれは異議を差しさむも

のではありませんが、從來からこういう事態が必ず起る、早くこの問題は統一して、そして權威ある制度にしていかなければならぬ、こういうことを主張しておつたやさきに、こういう問題を、われわれが指摘しておつた通りに出てきておる。もしこの法律が成立を見なければ、直ちに支払い不能になり、国の制度に対する農民の不信やいろいろな重大なことが起きて参ります。もちろん、共済組合もこれはやつてよろしい。農協も一つの方針に基づいてやらせる。民間損保でもこれをやるといふので研究を始めておるといふ話であります。そうした場合に、次のやうな事態が起きて、農協もやり、民間損保もやつた場合に、やることはけつこうなのですから、国は当然このたびの制度に立脚して責任ある措置をとりますか、どういふふうにお考えになつておりますか。

○大野政府委員 この風水害に對します共済関係は、お説の通り任意共済でございまして、その点で、現在の共済組合は、各県ごとに金額もまちまちであるといふやうな形であり、ことに今度災害が出ましたあとで、先ほどは三県というお説でございましたが、各連合会からの十一月一日現在の報告を見ましても、群馬、山梨、岐阜、愛知、三重の五県にわたつて支払い不足の状況が、連合会自身の報告にも出て参つたわけでありまして、そのやうなわけで、ただいま御意見を承りました通りの事柄が、その認可の当時、それ以後の国会の論議を通じて、足鹿委員の御主張の通りに、問題点としてクローズ・アップされておる問題であります。それで、今回のこの事態の收拾

策に對しましても、部内におきましてはいろいろな議論が出ました。しかしながら、現実にその形で、ああいう大災害が数県にわたつて飛び出したために、いろいろな議論はありましたが、けれども、始末をつけざるを得ない実態でございまして、とにかく半額を出資しておる関係団体でもございまして、その趣旨で、早く支払いのできる方法をとるにはこれが早道であるといふので、踏み切つて法案を提出した次第でございまして、従いまして、御指摘の問題点は、ことごとく今後解決をしなければならぬ具体的な点でございまして。特に掛金の額が妥当であるかどうか、さらに支払い保険金額はいかほどか、いわゆる定着農家の救済として、全国民の見地においても公平妥当な限度であるかといふやうな問題が当然伴わなければ、安定した保険事業にはならぬのでございまして。特に任意の共済といふことになると、財政の裏づけのない共済保険は成り立つはずがありませんので、この点は、この法案の御通過をお願いするとともに、当然十分に検討して一つの妥當な結論を御相談せねばならぬことである、かように部内でも考えまして、とにかくこの法案をお願いして参りたいと思つております。

○坂村政府委員 ただいまの足鹿委員の御質問に對する次官の答弁を補足して御説明いたしたいと思います。実は足鹿委員の申されることはごもっともでございまして、今も私も、今度基金から融資を受けなければならぬ五県の連合会の会長とその県の当局とを呼びまして、今後の問題について指示をいろいろやつておつたところでござ

○足鹿小委員　簡潔に次官から御答弁願いたいのですが、自主的な解決が困難でありまして、従って国が基金を通じてめんどろを見るということではありますが、県におきましても、四割の損失補償をやる県があるというふうに聞いておりますが、こういうことは、県によって二割のところがある、四割のところがあるというようなことでなしに、やはり統一されなければならぬと思うのです。ところが、県財政の面からいって、できないところもある。そうした場合の国の措置はどうなるのです。

ん。昭和二十八年に阿院協議会まで開いて、そうして抜本的改正をその次の国会でやるのだということを阿院協議会でできめ、政府もそれを言明しながら、今日まで日にちを遷延すること五年にもわたっているわけです。こういうことではならぬので、災害のときに農民が、政府の恩恵やあるいは政府機関の慈恵方針ではなくして、当然の権利としてもらう金やあるいは受ける援助をもっと根本的に確立していかなければ、いつまでたっても災害補償の根本的な確立ということはありませんと思うのです。その一環としてこの問題も今後の問題として必ず取り上げられなければならぬと思うのです。現にこういう道を開いた以上は、農協、一般損保からそういう声があがってくると思うのです。それを阻止することは私は意味がないと思うのです。大いにやらせた方がいいと思うのです。そうし

○大野政府委員　ただいまの、各県の御当局が保険の保証をせられる金額に、いろいろ異なった額が考えられておる、こういうことでございますが、関係団体といういろいろ折衝いたしましたで、資金計画のやりくりにつきましては、相当に突っ込んだ相談をいたしまして、実質的には、資金繰りの上で保証債務が発生するようなことのない見通しで話が進んでおりますので、その点につきましては計数的にも整理をしまして、返済計画をその基礎に出しておる次第でございます。関係団体も真剣にこの問題に取り組んで、農林省が指導いたしておるのでございます。

それから、ただいまの抜本的な共済制度の改革を通常国会で提案ができるかどうかという御質疑でございますが、三十一国会におきまして、すでに衆参両院におきまして、抜本的改定のための調査会設置の御決議もいただ

して、災害にかからぬところは、そういう問題では掛金はかけ捨てということになるので望まないというふうな部面も、実は強制共済の面にも起きているようであります。風水害は、特にそれが顕著にありますなどの関係から、掛金額をいかにするののか、自主的な財政運営としてペイするかというような問題も、ほかの保険と違いました、非常に計算上も問題点を含んでおるようでございます。そんな関係がありますので、調査会の中で、もうしばらく真剣な検討を下準備としてさせていただきますたい、かように思っておりますので、通常国会に出せるかどうかは、ただいまのところ検討させていただきたいと思えます。

○足鹿小委員 おそらく、そういう御答弁だろうと思っておったのですが、それでは困るのです。今まで何回決議をしても、じんぜん日を送っておるとは

い、かように思います。この問題についてまでもこだわっても時間がありませんが、具体的には触れませんが、これと同様に、一つ財務状況を精査検討されて、共済金額の限度あるいは掛金料率等から、大体どの程度のものがほんとうに保険設計としても可能であり、また、農家が異常な風水害の際に住宅その他を再建復興するために必要な額かというような点等にとらみ合わせて、どういう線を今後お出しになるか存じませんが、少くとも、逆選択になつていくことは間違いないと思います。それはいたし方のないことであります。それまでも規制するということは、これはおそらくできません。ただ問題は、事実上において、必須共済と同じような取り扱いに地方では宣伝をし、そうして、印刷物を配り、事態を混乱させておる。こういう事態に対しては、明らかに当局が方針を示し

て、そうして、この一つの限度なり、掛金料率の見込みがついたときには、一般に広く農協に呼びかけ、民保にも希望があればこれを実施せしめる必要があると思ひます。それをやるのですか、やらないのですか。

○大野政府委員 御指摘の、山梨でパンフレットをまいたという事件は、実は非常に関係団体を刺激したとしまして、私もどしどしは、はなはだ遺憾な実情であると存じまして、両団体の責任者に本省の方より、この緊急の事態に際して、きょうな紛糾の種をまくようなことはやめてもらいたいと警告を出しました。なお、この問題についての根本的な問題は、実は、両団体の指導者側の人たちはよく理解しておる問題であります。理解しながら引きずられて今日災害が起きて、跡始末という形が起きておりますので、この問題については、両者でそのような紛糾の種をこの際まかないように十分に警告をいたし、両者の理解がとってございます。ですから、当分、そういう問題に対しての波及は一応防げるのではないかと観測しております。

それで、それから先の問題につきましては、ただいま常識的に予測されますのは、やはり民間などの損害保険の状況から見ても、方向としては、相当高い率でなければならぬということとを民間でも聞くことがございますので、そういうような意味合いで——ただいま御質問の御趣旨は、共済組合のことでございませう。そちらの方にもやらせる意思があるかないかという御質問だと思ひますが。

○大野政府委員 この点につきましても、ただいまでも、そういう応急な融資をしなければならぬ、財政のやりくりを惹起しておる現段階でございまして、ただいま拡充した調査会におきまして、できるだけ早急に結論を急ぎまして、十分なる安定度が組み立てられましてから、その御相談に應ずべきものである、かように存じます。

○坂村政府委員 任意共済についての農協団体と、それから農業協同組合の団体の方との事業分野についてもいろいろ問題が今までにありまして、その点については、現状では、県知事が中心になりまして事業調整をするというような線で一応おさめてきておるわけでございます。そして全体といたしまして、各県でも両団体の方の事業分野の調整というものは、大体においてできておるといふような現状になっておるのであります。とりあえずの問題といたしましては、そういう方向で両団体の調整がはかられていくように、農林省としても考えておるわけでありまして、従いまして、風水害を対象にするという問題につきましても、そういうことで両方の団体で話し合いがつけば、それは農協団体に限らず、農協の方で風水害を対象とした共済をやるというところも、農林省としては少しも反対はいたしておりません。

○足鹿小委員 現在この建物共済の問題については、系統農協の方におきましても、去年の伊豆の災害の際にも相当額の見舞金を出しておる。今回も見舞金を出すべく——当然また農民のための団体である以上出すべきであるというふうにならねばならぬと主張して勧奨しておるわけですか。しかし、見舞金というふうなものでは、経営上おのずから限度があつて、補償ということには、この共済組合がやっておる四万や五万のものに遠く及ばないと思ひます。百万の限度が現行法律で定められておりまして、共済でも、それはやればやり得る。ところが、事実、それは実際問題として困難だ。どうしても一部補償ということに落ちつかざるを得ないと思ひます。そういう場合には、これはやはり、共済側も農協側も一つの限度については話し合いをして、農民のためにおのおのができ得る限り努力すべきだと思ひます。で、今度は制度の問題として、どういふふうなこれを統一していくかというところは、両団体の責任者ではなくて、あなた方政府の責任です。両方で話がつけばというようなことは、坂村さん言っちゃだめですよ。ここまで来た問題に対して、あなた方が積極的に乗り出して方針を定めていかなければならぬ問題だと思ひます。そういう場合に、その制度改正とは切り離して、この問題を、まず与えられた条件下にあっては、だれが申請してもやらせるべきでしょう。そういう思ひますか。

○坂村政府委員 先ほど申し上げましたように、現状では、両団体のいろいろな事業分野について問題がございまして、その点は、知事を中心として事業の調整をやらしておる、こういう現状でございませう。今後根本的に農協制度を検討し、どうするかという方向について参りますれば、それに応じて任意共済、建物共済の問題につきましても、おのずから一緒に方向というものがきめられなければならぬというふうな考へておるわけでありませう。現状とありあえずは、先ほど申し上げましたように、現在調整されている状況で、あまり混乱を起ささないようにやっていった方がよいのではないかと、こういう工合に考へておられますものですか。一応地方的に両団体の調整が済んだものについては、これは申請があれば農林省も拒否すべきものではない、こういうことを申し上げたわけでございます。

○足鹿小委員 次に、今後の始末と準備措置の問題について伺いたしたいのですが、三十億の農業共済基金の半額は農民出資です。その中から取り出すので、このたび、これを出そうというのでありますから、関係のない府県の出資者の諸君に対しては異論があつたとも聞かれます。相当困難があつたということも聞いておるのですが、ほんとうに迷惑をかけない処置が責任を持つてとれますか。被害の比較的小さいところは一説によれば、三年で完全に返すという県もあるやうであります。三年たつても、われわれ見たところでは、とうてい返済不能という事態が起きてきやしないかと案じます。そうなりますと、任意共済であるものについて、関係外の農民から異議の出ることは明らかでしょう。現に基金の剰余金から農民出資に三億六千万円振りかえするという法案がこの前の国会に出たときにもなかなか異論があつた。関係のないところの農民は、必須共済ならともかくも、任意共済にこういう金を出してもらつては困るという。それがまだ始末がうまくつかぬ場合には、基金それ自体に問題が起きてくると私は思ふのです。この前、私は、基金の一部改正の法案審議の際に、これは共済金の支払のときだけに考えるのではなくして、一般事務費にも安い金利で基金から出してやりなさい、業務に關連するその他のものについても出してやりなさいということを言つたが、政府は、それはできませんと言つたじゃないですか。そうして、今度はいよいよ追ひ詰められてくると、法律にも何にもないものに、任意共済に新しく、応急とはいへ道を開くということ、私は、少し筋が違ふと思ひます。そのとき、そのときで解釈を変えるのではないから、やはり一貫したものがないから、しどろもどろになると思ひます。そういう点については根本改正の際によく考へるということでありませう。それから、これ以上申し上げませんが、農協その他の団体において、一部補償の一助として見舞金等を出しておる。このものを、もっと準備金を蓄積せしめて、そして、ある一定の年限がきたときには思い切つた仕事をやらせるといふようなことも一つの方法だろふと思ひます。それに対する免税の措置とか、いろいろあるでしょうが、政府は、根本改正の問題もさることながら、それのみにたよらないで、現実に準備をし、現に実行しているものの芽を伸ばしていく準備措置等についても、農協団体がやっておるものに対してはもっと積極的に協力をして、現実の問題を解決していくようにされなければならぬと思ひます。そういうことについても十分の措置をおとりになりますか。

○坂村政府委員 お説の通り、農業共済基金の金は半分は国でございませう。

て、半分は全国の連合会が出資をして
おるわけでございますから、今回の措
置で借り入れをしました五県が、この
国の出資に對して、これに迷惑をかけ
るといふようなことも非常に困る問題
でございますし、それから各県の連合
会が出資をしておるものに對して穴を
あけるということも、非常に困る問題
でございます。この点は、償還計画に
つきましても、農林省が一つ積極的
に指導いたしまして、決してそういうよ
うな問題が起りませんように、非常
に確実な計画を立てさせまして、そ
うして、きちんと返済が出来ますよう
に指導していきなさいというふうな考
えで、先ほど申し上げましたように
おります。先日も五県の責任者と呼ん
で、事務局でいろいろ打ち合わせとい
いますか、検討を始めておる次第で
ございます。

それから、農協でやっております任
意共済について、積立金の免稅措置と
か、そういうような問題がいろいろこ
ざいます。もちろん、根本的には、こ
れは根本的な制度を検討いたします
場合に考えなければならぬ問題だとい
うふうに考えておるのでございませ
うが、さしあたり積立金の免稅措置を何
か講ずることはできないかというよう
なことで、農林省の方でも、大蔵省等
ともいろいろ打ち合わせ、研究をいた
しております。しかし、現在のところ
ろ、法律上も非常にむずかしい問題が
あるようでございまして、そう簡単
には片付かない問題じゃないかとい
うふうな状況でございまして、今後
もそういうような問題につきましても
時檢討を進めまして、できる限り根
本的な制度の改正に連なつて、すつき

した制度ができますように勉強してい
きたいというふうに考えております。
○足鹿小委員 建物問題についてはこ
の程度で終わりますが、最後に、委員
長においても、ぜひ何かの機会に農林
大臣にちよつともおいでをいたしたく
機会を作つてもらいたいと思うので
す。

この長い間の懸案が、こういう史上
未曾有の災害が発生した際に検討し、
抜本改正ができないということでは、
いつまでたつてもできないと思う。こ
の問題は、一団体や一政党政派の問題
ではない。この問題の確立がほんとう
にできれば、異常災害の際でも、通常
の災害の際でも、ある程度農民は、国
家の恩恵ではなくして、当然の権利と
して救われるわけでありまして、少
なくとも力の分散を避けまして、農協
や農協等の両系統で分立して仕事を
するというのではなしに、全部の農民
の力をまとめていく、そうして、自主
的な農民の力で建物の共済補償ができ
ていくというふうにしなれば、今の
ような、内輪でお互いがにらみ合うと
いうような状態では、農民のために私
は不幸だと思つて、ぜひ政府は、
そのために万全の努力を期してもらい
たいと思つて、いづれ農林大臣がお
いでになったときに、これはあらため
て急押しをいたしますが、十分御努力
願いたいと思つて、

それから、農作物共済の問題です。
これは十月末で十六億くらい水稲の仮
払い見込みがあるという話を聞いてい
るのですが、現在ではどの程度になつ
ておりますか。それから、収穫皆無の
ものに對しては、もう大体はつきりし
ておると思つて、収穫皆無外の被

害見込みと共済保険金の支払いの見込
みはどの程度ですか。局長がおいでに
なる前に伺つたのですが、次官では御
答弁できなかったのです。

○坂村政府委員 最近の調査で、まだ
正確なものではございませんが、水稲
につきましても共済金の支払い見込額
は、現在のところ大体九十億程度とい
うふうな考へております。そういうたし
まして、仮払いをいたしましたもの
は、先日十六億という以上にその後
まだ数字が集まつておりませんので、
今のところの数字では十六億というこ
とでございまして、

○足鹿小委員 九十億は、三割以上全
部ですね。
○坂村政府委員 全部でございまして。
○足鹿小委員 それは十六都道府県を
中心に、全国のものをまとめたもので
すね。
○坂村政府委員 その通りです。
○足鹿小委員 九十億の金が農家に
出るといふことは、ほかのどの制度より
も一番端の、簡明直截に農家にいけ
ば効果が発揮できると思ふのですが、
問題は、被害農家の数と反当共済契約
の多寡で非常に零細な金になつてしま
う、そこに問題があるわけなんです。
私が抜本改正をしつこく言いますの
も、金額にして九十億の金が一応出る
としますと、農民の金が半分、国の支
出金が半分と見ましても、まとまつて
国の費用が四十億出るといふものは他
にあまり類例がないと思ふのです。こ
れだけのものが末端へいくと、収穫皆
無の場合でも、大体三千円から四千元
程度ですね。四千元として、二石を契
約しておつて八千円、その六割で四千
八百円程度ですね。その程度しか出な

い。これでは、實際農民の所得、補償
ということになりません。一町歩の保
險金をもらつてみてても四万ないし五
万、収穫皆無の最悪地でも、それだ
けしかもらえない。いわんや、石二千
円あるいは三千円以下を選んだ地帯で
は問題にならぬと思ふのです。もち
ろなもので、この金額の僅少さに、おそ
らくまた不平不満が出てくると思ふ。
もらわぬ地帯は、ますますかけ捨て
だといつて怒るでしょう。こういうこ
とは、まことに嘆かわしい次第であり
まして、平均共済金額の反当の、
契約高が少し上がったといつても、こ
くわすかし上がったといつても、むし
ろ、去年の一月の改正によつて、そ
れは過渡期の傾向等も手伝つておるの
であります。事態がおもしろくな
いという声すらあるわけですね。あな
た方が、この問題を通常国会ではつき
りとした処理をされないで、じんぜん
日を過ぎますと、これはもつたも
のも含めて、この制度に對する農民の
大きな不信、怒りが爆発する情勢にあ
るのです。この点も十分考えられて、
とにかく、一つの方針を上の方で出さ
れ、それを事務的に固めていく、こう
いう姿を出されないと、事務者の人々
があまりにその計数や従来の経緯にこ
だわつて、事務的な立場からのみ考へ
ておられることは、私は多分多分して効
が少なく、この問題です。ですから、少
なくとも、この問題は、農林水産委員
会の中に設けられる小委員会等の論議
も、これから行なわれ、結論も出るこ
とでしようが、政府みずからが踏み
切つていかなければならぬと思ひま
す。くだいようですからこの程度で終
わりますが、今言いましたように、石

契約金にいたしますと現在一万円です
から、三石取れると三万円、その八割
を取獲皆無の土地の農民に払うとい
しますと、二万四千円という金にな
らなければならぬはずなんです。ところ
が、實際においては四千万前後の金に
しかならぬ。この差額について、今ま
で災害を受けていなかった地帯の農民
たちは、今まで一ぺんももらつたこと
はないのだから、何らかの差額につ
いて考へるということをやつておるの
です。これは他の天災融資法その他で
措置が講じてあるといへばそれまでで
すが、今日まで十数年間かけ捨てばか
りした農民の気持は、そんなことでお
さまらない。今まで一ぺんももらつた
こともない、なぜ取獲皆無になつて三
千円や四千元のはした金で追つ払われ
るのか、こういうことになると思ふの
です。これは今直ちにこの法案をどう
こうといふことはございませうが、そ
ういふ今まで低位災害地帯でかけ捨て
ばかりしておつたところが、たまたま
大きな災害を受けた、十数年ぶりにこ
の制度以来初めて災害を受けた地帯に
對しては、何らかの弾力性のある措置
が私は必要になつてくるのじやないか
と思ふのです。そういうこともできな
いといふことになりまして、非常に困
るのです。一方建物共済には、法律に
もない臨時応急の措置が行なわれてお
る。必須共済で十数年間かけ捨てを
ずつとしてきたという農民が、自分が当
然取獲皆無だからもらへるであらうと
思つておつた十分の一ももらえないと
いふ場合に、一体どういふ気持になる
か。救農土木事業といつてみたところ
で、見るべきものはない。天災融資法
といつても、これはやはり金を借りる

のであります。そうしますと、そういう低位災害地帯で、今度著しい収穫皆無等の起きた地帯に対しては、私は、何らかの別途の補償とか別途の救済措置というものは、少なくともまじめにこの制度を守ってきた地帯に対しては、掛金もかけない、つぶしてしまえというようなことでやけくそに出てきた地帯と違つて、何らかあなた方は考へられなければならぬ責任があると思ふのです。そういうことについて考へてみたことがありますか。今までは、と低位災害で保険金のかけつたなしをしてきたところが、たまたま大きな被害を受けた、こういうことに対して、現行はこれでありましたからいたし方ございませぬ、それでいいとお考へになりますか。何らかそういう地帯に対しては考へる余地があるのではないかと、私はそう思うのです。どうですか。

○坂村政府委員 御説のように、昨年の法律改正におきましては、非常に選択制を施したような格好になりました。そのために、実際問題といたしまして、そのために、災害がありましては、せつなく災害がありましては、もう金がかかるといふこと、これは、現実が相当起こつておるといふこと、であります。そういうようなこと、それから今おっしゃられましたように、非常にひどい災害を受けた場合に、あるいは常襲災害地というところ、あるにおきまして、一生懸命かけておるものが、実際災害が起つた場合に、もう金が非常に少ないというふうな問題、大ざっぱに申し上げますと、共済制度に対して農民にとつても非常に不満が起つておるといふところはそこにあるのじゃないかと思ふのでございまして、そういう点が、やはり今後

の共済制度を根本的に検討いたします場合の根本問題になるのじゃないかというふうな考へておるわけでありまして、しかし、今の問題といたしまして、農民が選択をいたしました選びました共済金額でございしますから、これを今の制度の上でどうこうするといふわけには参りませんが、そういう点をやはり十分検討の中心にいたしまして、今後の制度の改正は考へていかなければいかぬじゃないだろうかというふうな考へております。

○足鹿小委員 制度改正の問題とは別に考へらるべきだったと思うのです。今ここで当面すぐにどうするといふことはできませんが、少なくとも、長いことかけ捨てをしてきた地帯に対する措置というものは必要だと思ふのです。これ以上申し上げませんが、ぜひ御検討願つておきたいと思ひます。

今度は農地局関係に伺いたいのです。再度災害の防止の問題です。これは、必ずしも法律事項ではない。各省の査定基準の問題です。農林関係は、非常にまじめに適正に行なわれておると私も思つておりますが、建設関係では、また別に建設委員会に行つて、私は大臣にも最後の締めくくりにときにお尋ねしてみたいと思つております。一般的に七〇〇程度の査定だといふ話だ。農林省関係はもっと実情に即した方針がとられておるといふふうにも聞いておるが、いずれにしましても、政府の査定基準について緩和していくべきだと私は思ふのです。なるべくこの査定基準を使つてふい落としていくという考へ方ではなしに、異常な災害の特質にかんがみて、これをできる限り拾つてやるという考へ方に

立つべきものだと思ふのです。そういう点で、具体的に大蔵省とどういう折衝をしておられますか。

○伊東政府委員 査定基準の問題であります。これに入りまします前に、今先生がおっしゃいましたように、農林用施設等につきましては、大体七四、五〇ぐらいの査定率になっております。

そこで、今おっしゃいました再災害防止の問題でございしますが、これには、一つの問題として、改良復旧の問題、また災害関連の問題、そういうものもみな関連して参るわけでございますが、今度の災害に関連して、私の方としては、査定基準の問題を、もう少し改良復旧的なものができるように査定基準自身の再検討をしようではないかというところで、実は具体的にはこの予算をやりますときに話し合ひをしたのでございしますが、まだ査定基準自身を改正するところまでは至つておりません。予算の折衝の間におきましては、そういう話も実はいたしました。率につきましては、今申し上げましたのが農業施設の大体の率になっております。

○足鹿小委員 政務次官、これは非常に大事なことで、これは大臣間の折衝その他も必要でしょうが、もつと力を入れて大蔵省とやらなければ、農林大臣は非常に楽観して、来年の植付にはみんな間に合いますなどということを放送しておられますが、なかなか私はそうはいかぬと思ふのです。この再度災害防止についてのものと緩和した方針を早急に、これは当委員会としても何らかの意思を明らかにし、必要な措置をとつて早急にやるべきだ

と私は思うのですが、現在も考へておるといふことでありますので、これはうんと力を入れてやつてもらいたいと思ひます。大野さん、どうですか。

○大野政府委員 本委員会におきましても、農林省の当局としての考へ方は再三申し上げました通りに、改良復旧の考へ方ではないければ災害の抜本的な対策はできないのだから、こういうことで、大蔵省との予算折衝におきましても、がんばつて参つたのであります。思うようには参りませんでした。が、相当大蔵省内も説得しまして、予算措置に盛り込んで、一歩前進はしておると存するのでございします。従いまして、ただいま局長から述べましたように、今後もおなじような趣旨をお存でございします。

○足鹿小委員 次に、災害関連事業のワタの問題ですが、これは現実に公共土木災害で八〇というふうな聞いておるのですが、農地、農業用施設関係ではどうですか。

○伊東政府委員 農地、農業用施設も八〇でございします。今までは、予防といひますか、防災的なものについて八〇、それ以外は五〇というふうなことで計上いたしておりましたが、今回は全部八〇といたしまして、公共土木、港湾とも一律八〇とするという査定になっております。

○足鹿小委員 私は非常に不十分だと思ふ。農地局の人にも事前にいろいろと話してみたのですが、非常に楽観しておられるが、地方自治体の方はみな心配しております。大体二五〇ぐらいを必要じゃないかと言つております。これは架空の議論でも何でもないのです。

す。実際において、私も現地を見た体験からしまして、そういうふうな思ひます。今年の予算ですぐにこれをどうすることもできない場合は、明年度以降で何らかの措置を確実にとる、こういうことが御確約願えますか。

○伊東政府委員 八〇で十分かどうかという問題でございしますが、これは従来われわれ五〇、八〇でやつておりましたときは、まだ不十分だといふ感じを私は持つておりました。今度一律八〇ということにしたわけでございしますが、これの実績も見まして、来年度の予算の際には、またもう一回再要求はいたすように努力はしてみたいというふうな考へております。

○足鹿小委員 やれるというのは、査定の考へ方で、関連もみんな災害復旧で一括して取り上げて、そういうふうな査定をしていければ、これは問題ないでしよう。そこら辺が、私は、査定の技術的な問題とからんで非常に大事な点じゃないかと思ふのです。被災箇所との関連というところは、これは比較的にうまくいでしょうが、被災してない地点の関連改良復旧の問題に問題が出てくると思ふのです。そこら辺をどういうふうにしたら一番うまくいくのか。一口に改良復旧でやるといひましても、被災箇所についての関連改良復旧というところは、ある程度可能でしよう。ところが被災箇所外の地帯で、どうこれをうまく関連して改良していくかというところに問題が出てくるのです。それをどうしますか。対策があつたら一つ。

○伊東政府委員 今の御質問でございしますが、実は、農地局関係で干拓の問題が非常に問題になりました。全般的

に、今先生のおっしゃいましたように、災害の箇所がないのに災害関連を取り上げて考えるという事は——すぐに全般を取り上げることは無理だと思ひますが、われわれの考え方としましては、干拓につきましても、災害のなかつたところにつきましても、有明の問題でございとか、そういう地点について、たとえば堤防の裏法を舗装するとか、そういうようなことを一つこの際特に干拓についてはやりたいというように、来年の予算の要求に実は追加をして、これから要求いたすような考えであります。でありますので、先生のおっしゃいましたように、全般的に災害のなかつたところを全部災害関連で取り上げるということは、これはなかなか困難と思うのでございしますが、まず、われわれは、今度の災害の経験にかんがみまして、干拓につきましては、災害のなかつたところで、再災害防止という意味で極力そういう追加要求をいたしたいというふうには、実は考えております。

○足鹿小委員 政務次官、この点局長は干拓地と今言われるんだが、そういうことでは、私はよろしくないと思うのですよ。干拓は特にそういう点が大事故だということはよくわかりますが、その他の問題に対してどう善処されるかという事は、私は非常に重要な問題だろと思う。ただ単に改良復旧、改良復旧、常にやるんだ、やるんだ、一般にはそう言いますが、実際に掘り下げた場合に、この問題にぶつかってうまく進まない。そういう点で、もっと大蔵省とあなた方が一つの基本的な問題に対して強硬な話し合いをされて、そして現地に臨まれない限り、また出先の財務局との間に一致を見ずして査定がおくれる、経費もつかぬ、こういうことで、再度災害の発生をまた来年繰り返さないとも限らぬ。私は再度災害防止と関連改良復旧の事業費の問題、査定基準の問題、みんなからんで非常に大きな問題だと思ひますので、これは、政府自体としてもっと大きく取り上げて、御善処願いたいと思ひますが、いかがですか。

○大野政府委員 ごもつともでございします。ただいま干拓の問題を特に取り上げましたのは、今回の高潮の被害調査報告が出まして、その権威ある被害調査報告に基づきまして、裏込めその他のいわゆる改良事業を要するところが非常に多くなり出て参つておりますので、予測せられるそういう事柄はまず主張するということで、ただいま強調申し上げたわけでありまして、そのほかの農地、農業施設の面につきまして、さらに具体的な問題を追加して検討させたいと思ひます。従つて、方針は、御指摘の通りに、こわれたところではなければ手をつけないという形ではなく——しかし、その場合には災害復旧という形ではだめで、追加工事の形で出ざるを得ないのでありますので、そういう旧来の工事に対する追加工事の形で要求することになると思ひます。この点は、こわれてからの何分の一か、通ひ費用でありますから、御趣旨の通りに、十分に強く農林省のみならず関係の方々にも御協力を願つて、政府の方針として強力に進めるように、私どもは必ず主張いたします。

○足鹿小委員 非常に力強い御答弁です。その次に、県工事十万円、市町村工事で五万円未満の小々災害の起債償還に對する元利補給の問題、これはどうなんでしょう。

○伊東政府委員 今先生がおっしゃいました農地、農業用施設関係の小災害は、三万から十万というようになっておりました。今先生のおっしゃいましたのは、公共土木負担の関係だろと思ひますが、実は、私の方で三万から十万が小災害ということになっております。これにつきましては、自治庁から起債の特例に関する法律が出ておりました、御審議願つておるわけでありまして、その中で三万から十万のものについて市町村が起債をやるというのを書いてございします。これは償還の問題でございしますが、これは起債をやりました、被害激甚地ということと、こちらの方の暫定法の政令で指定された地域の中でありましたら、九割の元利補給をする。それから政令で指定にならぬ被害激甚地以外のところは、農地ににつきましては五割、農業用施設につきましては六割五分という、昨年と同じ起債の充当率、元利補給率になります。そういうことで市町村には負担をかけないでやっていくのだという意味のことを、法律、政令で規定しましてやっていきたいというふうには考えております。

○足鹿小委員 救農土木事業の問題ですが、救農土木事業が三億円というところになっておりましたが、この適用は中部の激甚地三県だけですか。

○伊東政府委員 救農土木事業を考えたのは、大抵災害復旧事業もあまなかりなところ、といひますことは、災害復旧事業の労賃が落ちないというような地帯が、特に湛水地帯あたりが多いのではないだろうか、水は引いてみたが、農地の復旧も農業施設の復旧もないということがありはせぬかというように中心に考えておりますので、大体今のところは、湛水地帯を原則として考えたかどうかというふうなことを考えております。実は、今まで救農土木をやりました場合には、水害を対象とした救農土木事業は、過去においても一回も予算は出しておりません。冷害でございしますと、あるいは旱害というふうなことでございまして、今度初めて出すわけでございますが、考え方は、今申し上げたようなことを原則としては考えていったらどうかというふうなつもりでございします。

○足鹿小委員 それで、金額が少ないだろうと思うのですが、これはその湛水地帯のみに限らないのじゃないですか。根こそぎ部落全部がやられておるところもありますし、激甚地帯になりますと、これは湛水地帯以上の手のつけられない事態になっておるところもあるんですよ。それを非常に限定されおることとは、われわれは納得がいかないのですが、救農土木といやしくも銘を打つからには、適用範囲をそういうところ限定して区切るべき性質のものじゃないと私は思ふのです。調べてみると、非常に辛いんですね。ニホンに毛のはえた程度で、計上の根拠が非常にわれわれに納得がいかないのです。この救農土木事業の経費計上の根拠を、これは今後にもあることですが、もっと緩和をして——農業共済金をもらったものもある。それから公共土木事業で働くその事業分量も見ると、そしていよいよ残ったものだけを

救農土木事業の計上根拠に見ていくというところになりますと、結局開墾地帯では三百円というふうな日当になってしまふ。それではあまりにもひどいと思ひます。何か月か知りませんが、四月分くらいを計上しておられるようでありまして、月に二十日ぐらゐ働いて、六千円余りの報酬をもらつて、労賃収入を得て、これで救農土木だなんていうことは、私は少し面はゆいではないかと思ひます。もう少し適用の範囲、労賃計算をもっと引き上げる、こういう必要が私はあると思ひますが、これは、わが党の予算組みかえの中でわれわれは思い切つて引き上げております。無理なことではないと思ひます。仕事をさせて、それに金をやるんですから。ですから、こういう点については、もう少し救農土木事業としての内容を充実すべきではないかと私は思ふのですが、今後何らかの追加措置とか、その他必要な御処置をされる考えはないのですか。

○伊東政府委員 先ほど湛水地域中心と申し上げましたが、今先生御指摘になりましたように、開拓地等も、これは冠水いたしませんでも、若干考へております。賃金の考え方でもございしますが、これは過去においてもそうでございしますが、そこで農業関係だけじゃない、たとえば道路でもよし、あるいは林道ができてよい、あるいは共済で金を出すとしよう、そういうものは差し引きまして一応計算するといふルールで、ずっと過去においてもやっております。今度は、三億という金額、これはあまりよいじゃないという御指摘でございしますが、これにつ

きましてはいろいろ経緯がございまして、水害では絶対出さぬというような態度で大蔵省はおったのでございまして、いろいろ話し合いの末、三億というところで話し合いをつけましたので、今年度は一応はいわゆる救済としてはこの三億でやりますが、そのほかに、いろいろ農林省の中でも林道のような仕事もございまして、ほかの関係各省でいろいろなことをやっていたのでございまして、そういうことで考えていきたいと思ひます。

○足鹿小委員 開拓地にも若干適用するというお話でございまして、ついでに開拓地問題についてちょっと触れておきたいのですが、開拓管振興臨時措置法の措置に基づくものを被災者で対象にしていくなか、該当被害等の基準を三年前の粗収入で定めるといふ話ですが、ほんとうですか。

○伊東政府委員 そういふ粗収入の考へは、今度は全然とっておりません。実はこういふことを考へております。入って五年以内の人は全部考へていこうじやないか。六年以上たつた人につきましては、これは振興法該当事に当たるような人も極力拾つていこう。そのほかで要振興に該当しない人でも、あるいは拾わなければならぬという人が出てくるだろう。その場合の基準としては、たとえば連年住宅の災害を受けた人とか、あるいは去年も農作物の収穫で四割減の被害があつて、ことしもさらに被害を受けたというような人、あるいは去年は何も被害はなかったが、本年度七割以上の農作物の被害があつた人、こういう人は拾つていこうじやないかということ、粗収入をどう見るかというようなことは今度は

とりませんで、今申し上げたような基準で考へております。

○足鹿小委員 非振興農家も若干考へねばなるまいということではなしに、この法の適用を受ける農家もそうではないもの、この際は一律に開拓者といふことで置くべきではないか。それとも考へるという程度でなしに、一律にやつたらいじやないですか。

○伊東政府委員 開拓者につきましては、実は、いつまでたつても開拓者全部が開拓の卒業生にならぬということではおかしやないか。やはり先生のおっしゃいました開拓管振興臨時措置法をやりましたときも、振興計画を立てる人、一応立てなくともやつていける人という意味で分けております。先生御承知のように、十五万戸の中で、振興計画を作りましたのは、大体十萬戸でございまして、三分の二がまだ新開拓者といふことでやっております。私の申し上げました振興計画を立てておりません開拓者、それを一応卒業生と言つてはなんでございまして、どちらかというところの方でございまして、こういう人につきましては、先ほど申し上げましたように、全部一律ではなくて、昨年も農作物に四割以上の被害があつた、あるいは昨年はなかつたといふような人は拾つていこうという考へ方で、下の不振の方は救つていこうじやないかという考へ方で、実は予算の建前になつておるわけでございます。

○足鹿小委員 現地の開拓者大会に出席したり、現地を歩いてみると、伊東さんの考へ方は少し古いと思ひます。自分の金をもつて農舎も相当りつぱ

なものを建て、家畜の導入資金も持つて入るといふような開拓者は、ほとんどない。あつてもごく少数で、非振興農家といつても、私はほとんど大同小異だと思ふのです。あなたの言われる卒業生というものは、そのうちのごくわずかだろうと思ふ。その証拠には、現地へ行つてみると、自分たち非振興農家も対象にして、もつと政府がめんどうを見てくれという、災害地であらうと災害地でなからうと、一様にそういう声が上がつても、別にこの振興農家、対象農家から異論も出ないで、和氣あいあいとして、一緒になつてそれを話し合つてゐる段階なんです。そこには私は、実情がわかつていても、大蔵省その他との折衝の上からいろいろ線を引かれるのではないか。大体振興法の臨時措置法自体に、根本的な実情に合わない実態が当初からあつた。その矛盾は、だんだんここ数年のうちに激化してきておりますから、抜本改正の時期だろつと思ふのですが、抜本改正問題は別として、われわれは通常国会に出ることを期待しております。一般の開拓者もそう思ひ込んでおるようですが、何かこのごろ非常にもたつたしておるような話を聞くのですが、政務次官、それはどうですか。

○伊東政府委員 私からお答えします。先生のおっしゃいました振興法の改正の問題でございまして、これは、私の方の来年度予算要求を申し上げるとわかるのでありますが、実は農林省としては、今まで借りました国の債務については、ある程度据置期間を置いて延長したい、あるいは一括借りかえをしたい、あるいは過剰入植地につきましては、間引きと言つては言葉が

悪いのですが、そういう対策も考へたといふような意味のことを含めまして、来年度の予算の要求を、追加としてやつております。そういう今後の大蔵省との折衝でございまして、そういう要求をいたしておりますので、これは当然法律自体の改正ということをお前提として、実は予算要求はいたしております。

○足鹿小委員 抜本改正ですね。相当根本的にやりますか。

○伊東政府委員 先生の抜本という意味がどこまでやれば抜本かという意見がありますが、われわれとしては、今までよくいわれておりました一括借りがえの問題とか、そういうある一定の期間を置いて据置期間を置くといふような考へ方の予算要求をいたしておりますわけでありまして。

○足鹿小委員 これは国だ、県だと言わないで、立法するとき、私はもう少し検討しておけばよかつたと思ふのです。きょうはそういう時間はないようですから別な機会に譲りますが、この間こういう話を私は聞いたのです。この開拓問題について、干拓地も干拓地ですが、山も山なんです。とにかく開拓者も寒空をかかえて、家がつぶれた場合、やはり自分でバラックを建てた。大破の場合は、どこから板切れを拾つてきたりいろいろして修理をする。そうしてよほどたつてから大蔵省やあなたの方の出先が視察に来る。これは直つておるじやないかというようなこと、結局査定が実情と離れてしまふ。ああいう事態には、写真をとるか、あるいは半壊あるいは全壊の実情がほんとうに的確に調べられる方法を迅速に講じてやつて、もう少しあたた

かい取り扱いはできないものかと思ふのです。だれも野宿はできませんから、自分のことだから大抵いやつてしまふ。そうしてそのあとへ来ると、大したことはない、もう直つておるじやないか。全壊に近いものでも、直しておれば、これは大したことはない、こゝういふことで査定がおくれ、査定が行なわれるといふようなことから、非常に現地側の不満が高まつておりますが、そういうことに対して何らかの措置を講じられることはお認めになりますか。

○伊東政府委員 先生が今おっしゃいましたように、写真をとるとかいう措置は、実は農業用施設の応急復旧については、写真をとりました、応急復旧をするといふような措置を講じております。これは法律でルールもちゃんと定まつておりました、補助率、どういふものが対象になるかといふことはわかつておるのです、そういうことをやつておるのでございまして、実は開拓地の住宅につきまして、今年度、全壊、半壊まで入れるとか、粗収入をどの程度にやるかといふことは、七号台風等の被害について、大蔵省と基準自体が実はきまつてないのであります。それで、先生のおっしゃいましたことは、率直にその通りだろうと思ひます。今後のやり方として、今おっしゃいましたような、写真をとつて現場を確定しておくといふようなことについては、一つ農林省としてなるべくそうやるように大蔵省とこれから談判もし、将来の問題として考へてみます。

○足鹿小委員 ぜひそういうふうにつ御善処願ひたいと思ひます。

○綱島小委員長 足鹿委員、午前中に済みますか。

○足鹿小委員 いや済みませんな。農林省関係はもうちょっとあるのです。

林野庁が一番最初から来ておられますので、林野庁にお伺いしますが、二十八災のときは、林道の復旧は一メートル当たり三百円ですか。今度四百円です。私どもの府県で適用率を調べてみたのですが、どうもあまり適用率がよくないようです。全国的に見てうまくいきますか。

○山崎政府委員 一メートル当たり四百円という基準に基づきまして実施した場合に、全国的に見ましても、大体妥当な点に落ちつくものだと考えております。

○足鹿小委員 これは私の県の実情を参考のために申し上げるのですが、局地集中豪雨によって非常にひどくやられておるのですが、被害の市町村が大体二十五あるのです。これを今年の基準の四百円でいきますと、十一市町村しか入りません。これでは半分にも満たない、こういう数字が出ておるのですが、今の長官の話では、自信満々のようですけれども、具体的に適用した場合にこういうことになっていきます、それでもいいのですか。

○山崎政府委員 本年の山林災害の状況を見ますと、林道あるいは林地の崩壊というふうなもの、一つの県で阿者とも非常に大きい被害を受けたという県もありますし、またお話しした鳥取のように、治山とか、あるいは緊急砂防というふうな面の被害が非常に大きい、林道というふうな面の被害は、比較的、全国的に見て必ずしも多くないというふうな状況もそれぞれあるわけ

けでありまして、現在の四百円という基準は、総合的に考えまして、二十八年当時の三百円というものの関連は大体適切なものであるというふうにお考えしております。現在までの査定状況、あるいはまた、今後査定するものも当然あるわけでありまして、そういうものにおける改良復旧というふうな考え方も取り入れてやらなければならぬというふうな考えでおるものでありまして、総合的に見まして大体適正な基準に落ちつくというふうな考えでおる次第であります。

○足鹿小委員 今後査定を進めるといふことですが、それは全面的に再査定という意味ですか。

○山崎政府委員 林道のいわゆる改良復旧というふうな問題が、現在大蔵省との間におきまして具体的な折衝をいたしておるわけでありまして、そういう問題がきまりました際には、現在まで査定しました箇所についても当然再査定を行なわなければならぬというふうな考えでおる次第であります。

○足鹿小委員 改良復旧等の必要は当然出てくると思います。たとえば山麓地帯に行きますと、縦線は一応こわれながらも橋がありません。環状線で結ぶものは全部いかれてしまつておる。もう全然交通途絶です。ですから一たんに上がつて、またその道を下りて、今度はふもとを回つてまた別な道を上につけてみて、また下りて遠回りして次のところに行くというふうな環状線は、徹底的にやられておるのです。そういう状態を、私どもの開拓地に、これは大江山麓地帯の七千歩の

開拓中地帯の実情を現実に見てきた

のですが、とにかく三時間もあれば一通り見られるものを、一日半かかって、晩の九時ごろにようやく宿舎に着くというふうな状態でありまして、全くお話にならないです。これは開拓道路の関係もありまして、林道の関係等もあって、みな複雑になっておるわけですが、これは林野庁も農地局もよく連絡をとられて、全部永久橋に変えてもらわぬことには、とても話にも何にもならぬと思うのです。何しろ私もこの方は、中国山脈から海岸まで一番距離の短いところは八里ないです。六里くらいのところがあるわけですが、それから一べんそこに七百里からの豪雨が襲来しますと、これは奈良県あたりで一緒だろうと思ひますが、一瞬にして荒れ川になって、何もかもみなふつ飛ばしてしまふ、そういう事態があるのです。縦貫道路は、川に沿つて全部堤防が道路になっておる。またまた川を横断して行かなければならぬようなところも全部やられております。これが比較的復旧度が早い。ところが横断になりまして、応急復旧でもまだそのままだらけです。ですから、全く米の搬出、林産物の搬出、何もできません。従つて、あなたの方の林野庁の関係、国有林の扱い下げ林材を積んだ重畳トラックが開拓道路に入りましてから、開拓道路はもうめちゃくちゃです。これはもう大へんな状態です。てんで僕らのジープは上にも上がることはできない、全く道でないようなことになってしまつておる。そういう状態で、現地に行つてみて、あまりにもひどいので私はあきれ返つておるわけですが、これは林道だ、これは開拓道だ、これは一般公共の道路だ

というふうなことの区別は、住民からはつきません。道路は道路です。林道であろうと、開拓道路であろうと、一般の県道であろうと、国道であろうと、道路に違ひないのです。それは、所管別にまたがつておるのはあなたの方都合であつて、住民は道路でさえあれば何でもいいのです。ですから、それは少なくとも農林省関係だけでも早急に連絡を密にされて、今後必要な算も私は相当出てくると思うのです。

再査定で改良復旧をやるといふ林野庁長官の御言明ですが、開拓道路もあわせて、非常にひどいので、早急にやつてもらいたいと思ひます。そういう意味も含めて一つ御善処願ひたいと思ひますが、どうですか。

○山崎政府委員 木橋を永久橋に直すという点につきましては、来年度の経常の予算におきましてこれをやつていきたいというところで、現在大蔵省と強く折衝いたしております。災害復旧につきましても同様、特に今次の災害におきましては、林道の木造橋がこれまでも、それが下流に非常に大きな悪影響を及ぼしたというふうな関係も考えまして、もちろん全部というわけには参らぬと思ひますが、一つの基準を考えまして、改良をしていくという線をやりたいという考え方で現在具体的に大蔵省と折衝中でございます。で、そういう線で行くように今後さらに努力したいと思つております。

なお農道その他の関係につきましても、十分打ち合わせいたしまして、総合的に支障のないように進めていくというふうに進んで参りたいと思つております。

○足鹿小委員 この適用をめぐつて、

非常に激甚な地帯は百メートル四千九百五十円なんという、べらぼうに高額な地帯も出てくる。ところが、三百円から四百円の間のものはみな落とされてしまふ。こういうところの基準は必要でありまして、今後の再査定の際に十分一考えてもらいたい。これは林野庁のみならず、どこにも当てはまる問題ではないかと思ひます。

それから砂防ですね。私どもの方の大川は比較的堅固だったが、大川の上流、中小河川全部がほとんどやられてしまつた。大川川の海岸沿い地帯は、日本海沿岸でありまして、被害がなかつた。その上流、支流あるいは中小河川というものは、全く目の当てられない状態です。いきなり集中豪雨が急速に大量の土砂を流すわけですから、とことんまでやられておる。これを阻止するために、上流に思い切つた防災ダムとか、関連砂防ダムとかの問題がやかましくなつてきております。ようやく気がついた地帯もありましよう。これは一種の関連改良の大きなものであらうと思ふ。それに対して補助率が、奈良の岡本さんもその点についてここでの御質問をなさつておつたのですが、どうも最終的には結論を得なかつたようですが、林野庁はどういうふうな考へておられますか。もっと補助率を上げて、そして建設省その他とも関連して思い切つてやつてもらわな

いと、来年この手のものがこねとは限りません。毎年、地域々々ではありますけれども、きております。問題にならずに済んでおりますが、こういう機会に抜本的なものをやらなはいかぬと思ひます。

○山崎政府委員 今お話のありました河川の最上流部は、林野庁において、砂防事業として事業を実施するわけでありまして、それといわゆる河川との中間的な間は、建設省におきまして砂防事業として復旧事業をやるといふ形になつておるのであります。従来から、林野庁の緊急治山事業、それから建設省の緊急砂防事業というものは、補助率その他考え方におきまして、まるで同一のものだといふような考え方で進んで参つたのであります。特に従来問題になりましたのは、緊急治山等におきましては、その林地が崩壊いたしました、この崩壊地の中で人家とか、あるいは橋梁、道路というような公共的な施設等に、そのまま置けばすぐ重大な災害を及ぼすというおそれのあるところだけをその年度に修復いたしました、次年度以降は、いわゆる公共土木施設、農業施設等のように三・五・二といふふうな割合で事業を実施するのではなしに、経常的な事業の中にもう残部は織り込まれるというような形で二十八年から今まで進んできたのでございまして、そういう点からいいたしまして、計画的な復旧事業というものは、なかなかできないといふところに治山事業、砂防事業の非常に大きい悩みといひますか、復旧の問題が残されておつたのであります。この林の崩壊につきましてはそういうことではなしに、特に重要な地域の治山事業といふものにつきましては一定の査定をいたしまして、そこに一定の事業量を決定いたしまして、その事業量がまず現在としては四年ぐらいかかると考へておりますが、その四年間の事業量につきましては、三十四年度に行な

います措置と同様の措置をとつて考へていくということになりましたので、今後のこの林地崩壊に対する事業といふものは、計画的に行なうことができるといふふうに変つた次第であります。

なおそれと並行いたしましたして、補助率の問題につきましては、お話がありましたように、現在までも三分の二の補助を行なうということになつておりますが、この災害に伴う林地崩壊防止の事業につきましては、やはり補助率は同様に三分の二の補助を行なうということになつておるのであります。しかしながら、先ほど申し上げましたように、重要な箇所と考へられます事業を四年間ぐらひに継続して行なうのであります。特別の激甚な県につきましては、特別の激甚な県につきましては特別の起債措置と、交付金の算入についての特別の措置を講ずるというところで、二十年と比べておるのであります。進むことになつておるものと、体系的に補助率その他につきましても、治山事業は相当よく進んだといふにわれわれは考へておる次第であります。これをもとにして、林地崩壊問題に努力したいと考へております。

○足鹿小委員 今起債を認めて今後に処すということですが、聞くところによると、特定県だけだそうでありませう。こんなことじゃ、うまくないじゃありませんか。十六府県を指定したからには、全部やる必要があるんじゃないですか。特定県とはどこですか。

○山崎政府委員 先生のお話のありました十六府県といひますのは、公共土木の施設災害につきまして十六の府県

が実施されるわけでありまして、緊急治山並びに砂防につきましては、施設災害ではないという見地に立ちまして、また別の角度からこれを決定するということになるのであります。この全体の決定につきましては、まだ大蔵省と折衝中でありまして、全体が固まつていないという段階でありますので、御了承願ひたいと思ひます。

○足鹿小委員 いや緊急砂防なり治山事業の起債について、そういう話を聞いておるのであります。まだ固まつておらぬというお話でありますから、固まらなければ固まつてから伺つてもいいのですが、特定県に限定するといふ話があるから念を押しておくわけです。そういうことはありませんか。

○山崎政府委員 起債につきましての特別措置、それからその元利に対するやはり特別措置といふものは、基本的な考え方としては、治山事業、砂防事業についての被害の激甚なところに適用するといふ考え方でありまして、措置が講ぜられるということにはならないのであります。

○足鹿小委員 どうしてですか。それは市町村の被害激甚地という意味ですか。これは、激甚地指定基準問題がその間から国会で問題になつておるのには、やはりこういう点がはつきりしない。激甚地を政令によつて定めるといふことは、県を激甚地指定をしても、市町村の激甚地指定がこれと重複しない場合にはうまくいかぬ、こういうふうな事例が私は逃げ道として考へられると思ひます。ですから、都道府県を指定したからには、市町村の激甚地の問題は、これは一応解消してい

ない、両方が重ならないければ激甚地としての指定の適用がむずかしくなるといふようなことでは意味をなさぬと思ひます。あなたの今言つてゐることはどういふことですか。

○山崎政府委員 緊急治山、砂防につきましては、激甚地指定は、われわれとしましては、緊急治山事業といふふうな仕事は全部県営でやるのであります。市町村営といふものは全然ないといふふうな実態でありますので、治山事業につきましては、県を指定して、その県内で行なわれる仕事は全部特別の措置を講ずるといふ考え方でも進みたくて考へておりました。公共土木施設災害とは全然違ふといふふうにお考へ願ひたいと思ひます。

○足鹿小委員 それは知つておるのであります。だが、さつきから私が質問してゐるのは、特定県だけをやるのじやないか、そういう話があるがどうかと言つたら、いや、そうじやない、激甚地にやるのだといふお話です。その激甚地といふことは十六都道府県を指定しておるのであります。これは一般公共土木事業や、農地農業用施設の国庫負担の暫定措置法と歩調を合せて、この緊急砂防なり、治山事業の起債問題について、これはやはり十六都道府県といふもの、またその角度から見たら、もう一つが広がる場合は広げてもいい、こういうふうな解釈すべきではないですか、そういうふうには聞いていたから……。ただ、今度は県を指定すると言われるから、どつちなんですか。

○山崎政府委員 先ほど申し上げておりますように、治山事業、砂防事業のいわゆる林地の崩壊を復旧するとい

う緊急治山事業といふものにつきましては、公共土木、いわゆる施設でないといふ考え方に立ちまして、公共土木施設について考へられております十六の激甚県が、そのまゝこの治山事業に適用されるということではないといふふうにお考へております。

○足鹿小委員 それは該当事実がないという意味ですか。

○山崎政府委員 それは十六府県にも、もちろん治山事業、いわゆる緊急治山事業、緊急砂防事業といふものはないわけではない、あるわけでありまして、それがいわゆる緊急治山、砂防といふ面から見ました激甚県であるかどうかといふふうな問題について、検討を加えられるということになるわけでありまして。

○足鹿小委員 だいたいつきりしてきただけですが、そうすると、それはどういう基準でその県を定めるのですか。

○山崎政府委員 その具体的な県を、どういふふうな基準によつて定めるかといふ点につきましてまだ結論を得ないといふところから、その適用する県が未決定だといふ状態になつておるのであります。

○足鹿小委員 それは、きょうはこれ以上聞かぬ方がよろしいか、あとで聞こうか、まだなまのものをやらせておきましよう。しかし、その考え方は少し私はおかしいと思ひます。少なくとも本年の風水害について、激甚地指定県が十六府県指定された。治山砂防にしろ、あるいは緊急砂防にしろ、これはやはりその区別をつけるべきではない。やはり十六府県をきめたならば、その線をやつていく。しかし、該当事実のないところは、それは別に入れなくても

いいのだから自然に落とせばいいと思
うのですが、どうもそこら辺が少し官
庁のなわ張り的な気持もあるし、よく
わかりません。が、とにかくそれがき
まったら、これはまた農林委員会等
聞きますが、いつごろきまりますか。

○山崎政府委員 できるだけ早くきめ
たいということで今折衝しておるの
ありますが、まずおそくとも、今週う
ちにはきまるのじやないかというふう
な見通しを立てております。ただ、こ
の際申し上げてみたいと思います。御
存じのように、すでに治山事業として
ダムを作りまして、そのダムが今度の
災害によって崩壊した。それを復旧し
なければならぬというふうなもの
は、公共土木施設災害として十六の県
というものが適用される。新しくく
れたところは別だ、という考え方に
立っているというところを一つお含み願
いたいと思います。

○網島小委員長 委員長からちよっと
この際申し入れをしておきますが、先
ほども鳥取県のことについて足鹿委員
より申し出がありました。峻嶮で、そ
うして多雨地帯、これはやはり従来の
治山治水の考え方より少し変えて、距
離だとか何とかいうことよりも少し
変えて、峻嶮多雨地帯というものは非
常に荒れやすいのだから、これだけは
一つ新たな基準として、今後の治山治
水については考えておいてもらいたい
というところを委員長から申し上げてお
きます。

○山崎政府委員 林野庁の行なってお
ります治山事業は、今までに崩壊しま
したところだけを直していくというこ
とでは十分でない、今後崩壊するであ
ろうおそれのある箇所についても、積

極的に予防治山というふうな意味で手
を加えまして、進んでいくということ
がぜひとも必要のように考えておりま
して、一昨年から予防治山事業という
ものを織り込みまして事業をやってお
るのでありますが、何分その面に対す
る予算が十分でないというふうな点か
ら、事業の進捗というふうなものはま
だ低くて、はなはだ遺憾であります。

今後治山事業というものを進めていく
上におきまして、この予防治山事業と
いうものも、復旧事業と同じような大
きいウェイトを持つものだという観点
から、これに臨んでいきたいというふ
うに考えておりました。特に多雨地帯、
台風の常襲地帯、峻嶮の地帯というふ
うなところ、委員長からお話のありま
したような地帯につきましては、十分
考えてやっていきたいというふうにか
えております。

○網島小委員長 午前の会議はこの程
度にとどめ、午後は二時二十分より再
開いたすことにいたします。
これにて休憩いたします。
午後零時四十五分休憩

午後二時四十二分開議
○網島小委員長 休憩前に引き続き会
議を開きます。

質疑を続行いたします。足鹿君。
〔網島小委員長退席、今井小委員
長代理着席〕

○足鹿小委員 午前中から林野庁長官
にお尋ねしておたわけでありませ
うが、林道復旧の取り扱いについては、
合併新市町村区域というふうなところ
はそれとる、旧市町村の場合はそれ
でとるという、農地、農業用施設の場合

合に準じますか。
○山崎政府委員 農地、農業施設と同
様に、旧市町村でも、有利というよう
な場合は、とるというふうなことにき
まっております。

○足鹿小委員 了承いたしました。
それでは林道関係はこの程度でとど
めまして、木炭がまの問題を一つ伺
いしたいと思ひます。予算の面にはど
こにも出ておりませんが、その取り扱
いをこの際はっきり記録の上にも残し
ておきたいし、木炭復旧に対する具
体的な方針というふうなものについて伺
いたい。

○山崎政府委員 この災害によります
木炭がまの被災は、全壊が一萬一千基
程度あるわけでごさいます。全体の
稼働が全壊の一四〇程度になつておる
のでございます。この炭がまに對しま
しては、二十八年災におきましては、
補助をするということがなかつたので
あります。本年の災害につきまして
は補正予算費で補助をしようというこ
とになつておるのであります。その具
体的な詳細の内容は、今後大蔵省と折
衝してきめていきたいと思ひておりま
す。

○足鹿小委員 聞くところによります
と、一かま四千円程度の融資をなさ
る、それに二割程度の国の補助を交付
して復旧に努めるといふ話もありませ
うが、もう少しその具体的な内容を伺
いた。

○山崎政府委員 炭がまその他製炭者
の被害に對しましては、御存じの通
り、天災融資法によりまして、この改
正に伴つて十五万円までの融資がで
きるものであります。それに加へま
して、炭がまに對して、補助率に

たまして二割程度の補助をするとい
う考え方でお進んでおるわけでありま
す。——今十五万円と申しましたが、
災害の場合は二十万円まで融資でき
るというふうなことになつております。

○足鹿小委員 小型機船等の共同化に
よる復旧方針が水産関係に打ち出され
ております。また、被害激甚地にお
ける共同施設の復旧等は、すべて大
共同方式で農林省は買ひ取つておる
のでありますが、林野庁の木炭製造に對
する考え方は旧態依然としておつて、少
しも近代化なり、そのための共同化と
いうようなことについてお考えがな
い旧式な、しかも封建的な名子制度が
残つておるのではないかとおられるよ
うな状態のものはないかと思ひます。

の通りであります。これは、御存じ
で、これを災害から守り、進んでもう
少し近代的にその仕事を共同化してい
くということが重きを置いたらどうか
というところがいつも考えられるので
すが、構想はないのであります。い
ろいろ困難な点はあつても、もう一歩進
められる必要があると思ひますが、
いかがですか。

○山崎政府委員 炭がまに對しまして
補助をしたという考え方をとりまして
根本といたしましては、やはり製炭事
業のいわゆる原木の手当、あるいはそ
れを機械をもつて共同で切り炭にし
すとか、あるいは農協、森林組合等
を通じて系統販売していくというふ
うな方向に事業を進めていかなければ
ならないというように考えます。これ
が今後木炭行政上の非常に重要な問題
になるように考えておるのでありまし
て、そういう点からいたしまして、現

実は非常に困難ではあります。炭が
まにつきましても、全壊したような炭
がまは、それを共同で利用するといふ
ことにはどうしてならぬと思ひます。
あります。農協その他、そういう団体
が炭がまだけをせめて所有するといふ
うな形にまで一応持つていった方が、
自後のいろいろな共同化といふことも
容易に行なわれるものとなるのじや
ないだろうかというふうな考え方に基づ
きまして、この炭がまに補助をする
という考え方についておるのでありま
すけれども、お話の通り、やはりこうい
うことを中心にいたしまして、木炭全
体としての共同化の方向を強力に指導
していくように考えていきたいと思ひ
ます。

○足鹿小委員 どうもそういう点で少
し私の意見と違ふようですが、質問で
すから、この程度にとどめますが、困
難であることはよく承知しておるの
です。沿岸漁業の場合でも、山林にお
ける製炭業者の共同化以上にむずかし
い面があつても、それを排して、今度
新しい方向を打ち出しておるわけだ
から、林野庁も、そういう古い觀念に
とらわれることなく、どういふ条件
を整えれば、あの家族五人が一萬円程
度で生きておる製炭業者に福音と光を
与えていくことができるかといふこと
をもう少し真剣にお考えになられな
ければ、国有林野は遺憾なく管理し
られまして、こういう面に對する仕
事にもう少し重点を置いて積極的に乗
り出してもらいたいと思ひます。現在
長官のお考えはそういうお考えでござ
いますので、これはまた別な機会にい
たしたいと思ひます。林野庁はそれ
でよろしいです。

それから今度は、経済局長に天災融資法の問題で伺いたいわけですが、今年度の災害に対象金額を拡大し、また償還年限等にも考慮を加えられ、対象事業も相当畜産その他に拡大されたことはけっこうだと思いますが、この際、条文で明確でない点で、政令等にゆだねられておる点で解決をしてもいい点があるのです。たとえば、農業用施設の範囲に温室とかフレイムといったようなものを含める必要があると私は思うのですが、これは条文にもないので、明らかにしておきたいと思えますけれども、どういう処置をされますか。

○坂村政府委員 天災融資法は、御承知のように、主体は経営資金を貸し付けるという建前をとっております。従いまして、次期作までの経営資金に当たるようなものを大体主体として給付の対象としておる、こういう考え方をとっておるのでございまして、温室とかフレイムとかいいますものは、どちらかと申しますれば、いわゆる施設資金という方に入るわけでございまして、そういうものは公庫の融資対象にいたしまして、公庫の融資で考えていきたい、こういう工合に考えております。もちろん、温室なり、そういうものが被害を受けまして、その復興についていろいろ経営資金のような性格の資金を要するわけでございまして、そういうようなものは、当然経営資金として天災融資法の融資の対象になる、こういう工合に考えておるわけでございます。

○足鹿小委員 これは農業用施設でいくのがいいのか、あるいは経営資金でいくのがいいかという、これはどちら

にもかかる問題だと思ふのです。たとえば、これは一例であります、愛知県の渥美半島地帯は、東京の菊の八割を占めるとかという地帯で、電照菊や、あるいはカキやメロン、トマト等の温室栽培をやっており、渥美町だけでも一億三千五百四十九万円の損害を受けておると、損害報告に出ておるのではありませんが、これは施設の全壊または小破にかかわらず、現在栽培しておるものが潮風害等で停電をして大きな支障を受けておる。また、この苗を次々と温床の中へ入れる苗床が全部やられた、これを直さなければならぬ、そういうような実情でありまして、渥美町だけで一千九百六十六棟が全半壊、小破をしておると報告されておるのであります。これを農林漁業金融公庫でまかなわれるからというお説もありますが、これは金利の点等で非常に罹災者としては困る点だろうと思ひます。やはりその解釈を統一して、できる限り天災融資法の対象に解釈をしてやる。午前中も言いましたように、基準を当てるべくこれを切り落としていくというのではなくて、できる限り拡張解釈なり、有利にとつていってやる。これは旧町村でいった場合と、合併町村でいった場合と、有利な方をとれというふうに、すべて運営の面で他の法律の運用についても考えられておるわけでありまして、やはり天災融資法の場合でも、私が今述べたような特殊なケースについては、考えてあげる必要があるのではないかと申すわけですが、その内容は私もあまりわかりませんが、十分検討されて、天災融資法の対象として解決すべき点は解決し、な

お解決し得ない点は農林漁業金融公庫の災害融資でまかなうということになるのかと思ふのですが、もう少しその点を明確にしたいと思ひます。

○坂村政府委員 私先ほど御答弁申し上げましたのも、いわゆる純然たる設備資金に当たるようなものは、これは当然農林公庫から貸し出しの対象になりますというのを申し上げたのでありまして、たとえばその中で種をかうとか、あるいは肥料代とか、そういうものは、当然温室の復興につきましても経営資金の性格を持っていますものであろうと思ふのです。そういうものにつきましましては、天災融資法の対象としたしまして融資して参りたい、こういうふうに考えております。従いまして、限度といたしましては、そういう経営資金の性格のものについては、天災融資法から二十万円の限度で借りられますし、それから設備につきましましては、公庫の主務大臣指定施設で、これは特別の場合には五十万円まで貸せる、こういう特例を作ったわけでありまして、その金額までの設備資金は借りられる、こういうことになっております。また、公庫の主務大臣指定の災害復旧につきましましては、これは金利を下げる方法も講じておりますし、それから今まで措置期間は一年であったものを二年に延長するという特別の措置を講じたわけでありまして、

○足鹿小委員 十分御考慮をお願いいたします。

それから同時に、水産関係、淡水魚、ニジマスあるいはその他の養殖魚、愛知方面では、金魚とかボラの養殖とか、いろいろなものが出てきています。そういったものについては、十分現地の実情に即応するように運用措置せられたらと思ひますが、あまりこまかいことではありますので、あえてこれ以上申し上げませんが、取り扱ひについて十分現地の実情に即応するように、淡水魚等の養殖等につきましても、養鰻等の事例にならって十分御留意願いたいと思ひますが、いかがですか。

○坂村政府委員 今度の天災融資法の改正におきましては、真珠とウナギについてだけ最高限度の特例を設けたわけでございますが、その他のものにつきましては、一般と同じように、公庫におきましても二十万円、こういう限度でございしますが、水産庁の方で、実態的な面からいたしまして補助金を交付するとか、いろいろそういうような方法も別途に養殖関係について講じられておるのでございまして、できるだけ現地の実情に即しまして、災害を受けた者を救済する、こういう気持で運用についてはできるだけ注意していきたい、こういうふうに考えております。

○足鹿小委員 水産庁にちょっと伺っておきたいのですが、前にどなたかを通じて実情は訴えておいたのですが、日本海の沿岸漁業でシイラをとる、あるいはタコをとる場合——シイラの場合には、集魚施設に、孟宗竹でいかだを組んで、そこにえさを入れてシイラを寄せる、そこで釣るという特殊な漁法があります。それからタコつばを施設して、そこにタコを入れて捕獲する、そういうような施設が全部やられた。これは全体から見ますと、零細な沿岸漁民のささたる一施設にすぎません。しかし、その人々にとっては、

ちようにそのシーズンを迎えてようやく施設をして、これから漁期が始まる時にやられたわけでありまして、全く致命的であります。それらの点について、この前に農林調査室を通じて意向を打診し、連絡をされたと思うのですが、それに対して、集魚施設と、あるいは漁具、漁網というものは性質が違いますが、いずれにしても、現地の実情に即応するように、その復旧に対する援助あるいは助成等の道があるならば考えてもらいたい、かように思っておりますが、淡水魚とあわせて何か御意見がありましたら承っております。

○高橋説明員 御質問の、シイラづけの竹を組んだものと、それからタコをとるためのつばでございまして、取り扱ひとしては漁具というふうな考えまして、天災融資法の範囲の対象にするつもりであります。

○足鹿小委員 了承いたしました。

それでは今度は農地局にお尋ねいたしますが、査定基準の問題であります。午前中からこの問題には触れておりますが、いよいよ予算も通過をし、当委員会も、近日のうちにこの法案が、修正を問わず、通るだろうと思ふのです。問題は、これを今後適用していく場合であります。大体公共土木事業よりも、林道とか農業用施設とか、農地の復旧については、査定は適正に進んでおるものと私は信じてますが、しかし、いろいろこの法律の適用、あるいは、よほど適正に、かつ弾力的に、現地の実情に即応するような運営が好ましく、必要だと思ふのです。たとえば農地、農業用施設の査定を受ける立

場に立って考えてみますと、私の鳥取県の場合を例にとりましますと、三十九カ市町村がその申請をしておる。わが党が主張いたしますように、三万円以上を適用しますと大体三十カ市町村、四万円以上としますと二十九カ市町村、政府の五万円以上という基準をとりましますと二十七カ市町村で、大体六割ちよっ

うのみにしてやるといふと、非常に悲喜劇が出てくるのではないかと私は思うのです。というふうな、一つの関係戸数というものの取り方自体にも、また復旧費の見込み額に対する県側の査定のやり方にしてみましても、相関連して「遠く及ばぬところはいたしかたございせんが、わずかのところでふるい落とされたり浮かび上がったたりする、こういうことになるかと思ふのであります。今述べたのは一つの例にすぎませんが、農地、農業用施設の査定基準なり査定方針について、この際局長からでき得る限り具体的に御説明願いたい。

○伊東政府委員 査定の方法でござい

弾力的にやれというお話でございすが、もちろん、適正に、被害が幾らであり、関係戸数が幾らであるというこ

出でくると思ふわけなのです。特に金を借りて仕事をやった農山漁村の場合、これが被災したものは、集中被害

合では考えておりません。○足鹿小委員 それから、一工区とみなす距離が五十メートルか百メートル

ますので、査定自体にも問題がありま

うのみにしてしまふと、被害額あるいは関係戸数というものをとるわけではござ

○伊東政府委員 農地の場合でありま

に、できる限り現地の事情に即応し、

○伊東政府委員 先生のおっしゃいま

と、非常に大きく微妙な動きをしてく

大蔵省両方で現場へ参りまして、今、

○伊東政府委員 先生のおっしゃいま

○伊東政府委員 先生のおっしゃいま

○伊東政府委員 先生のおっしゃいま

かです落ちるという町村とは、非常に

果から出ましたそのままだ被害額でも

なれば、関係戸数でもないというこ

○伊東政府委員 先生のおっしゃいま

○伊東政府委員 先生のおっしゃいま

し、また、これを分子にして、復旧見

たが、先生の言われる数字と、われわ

○伊東政府委員 先生のおっしゃいま

○伊東政府委員 先生のおっしゃいま

○伊東政府委員 先生のおっしゃいま

をまた県がこれを取りまとして提出を

は思いますが、おっしゃいますような

○伊東政府委員 先生のおっしゃいま

○伊東政府委員 先生のおっしゃいま

○伊東政府委員 先生のおっしゃいま

が足らなくて数字が出てくる、それを

先生のおっしゃいますように、適正、

○伊東政府委員 先生のおっしゃいま

○伊東政府委員 先生のおっしゃいま

○伊東政府委員 先生のおっしゃいま

万円になっても、よしんば話し合いの結果四万円になっても、やっぱり百メートルでいくべきものだと思うのですが、その点について御見解を伺いたい。

○伊東政府委員 五十メートル、百メートルの問題でございしますが、私も、実は小災害のいろいろな検討をしたのでございしますが、この五十メートルを百メートルにしてどのくらい救えるだろうかということも、実は乏しい資料で検討はいたして見ました。この検討の結果は、百メートルにいたしても、そう大きなものが救われてくるという形の数字は私出でこなかったように記憶いたしております。それから、今度の場合でも、五十メートルをこえておりましたが、たとえば、それを合わせて工事をいたした方がその効用上適当であるというような場合には、一カ所の工事とみなすという規定もございします。また、同じ五十メートルの中でありましたが、農業施設と農地と合わせて——仕事の内容が違うのでございしますが、合わせて十万円になればいいというように、だいぶ広い解釈もいたしておりますし、もう一つは、小災害も、たとえば十万円以下でありましたが、三万円以上のものは、激甚地であれば九割の補助をするというように、片方で救うことを考えておりますので、この際は、前の規定を動かさぬでもいいんじゃないかというような結論に達しまして、この条文は、実はいじっておらぬような次第でございします。

○足鹿小委員 これは、海岸の広い平野地帯では、あまりさしたる問題はなからうと思えます。が、午前中も申し

ましたように、一たび集中豪雨が中小河川を通じて山間地帯にはらんをしいたというような場合は、私は、これは非常に決定的なものになろうと思うのです。どの程度今でも御研究になったかは知りません。私どもも、事務当局からその資料をもらってもおりませんが、災害地を歩きますと、この小災害の査定は五十メートルの問題で除外された不平、不満、去年の豪雨のときと同じ地帯で今度被害を受けた地帯を歩いたときに、そういう話を聞いたのです。去年よりもどういう点で査定を改善されたか、去年実施された査定と、今、局長が言われたような点はどういう点で違っておって、緩和しなくてもいいということも、もう少しわかりやすく話をしてみたい。

○伊東政府委員 この五十メートルの査定の問題につきましては、去年とことしと、特に査定を要するようには言っておりません。実は昨年査定をいたしました場合に、一つは五十メートル以内でありましたが、従来は農地と農業施設を別々に計算をしておりましたのを、農地と農業施設とを一本で十万円になれば、これは十万円としてほしいという通牒を出しました。五十メートルをこえるものにつきましては、これは一緒に施行した方が適当だということでは、今の法律でも一カ所とみなすという読み方をしております。これにつきましては、特に新しい通達を出しておりません。昨年、今までの解釈よりも若干広めた査定の解釈をとって通達しておりますので、今年もその点は同じにいたしております。

それから、もう一点、小災害につきましては、先ほど申し上げましたように、十万円以下でありましたが、小災害として救えるものは救っていかうと、うこうにしたいわけにございまして、それで現在はいんじやなからうかという判断のもとに、この規定の改正はしなかったわけにございします。

○足鹿小委員 どうも、ただいまの御答弁では納得いきませんが、見解の相違でもありましようし、これは、よくまた委員同士の話し合いで問題を処理したいと思えます。

それから、おとといの角屋委員の発言に関連して、私が農林大臣に自創資金の貸付の簡易化の問題をお尋ねし、開会までにいかに簡素化したかという資料をいただいて、御努力になった点は私もわかります。先ほどの説明で尽きておりますが、このうちで、農業委員会の意見書の添付書類を削っておられるにもかかわらず、愛知県当局その他では依然としてその書類を付しておらだという話であります。それに対する措置を、記録にもはつきりとどめておきたいし、早急にこれは措置していただきたいと思えますが……。

○伊東政府委員 農業委員会の非常にこまかい調査、それから、一昨日も申し上げました安定計画の年次計画というふうなものは、何か非常にむずかしいので、借りる人自身では書けぬようなものは無理じゃなからうかといううな考え方から、大臣の方からもお話がありまして、実は私も書類をできるだけ簡素化したわけにございします。簡素化したものにつきましては、今、先生のおっしゃっておりますように、また、従来のものをあしきしておるというふうなものがありましたら、こ

れは非常に遺憾でございしますので、早急に、重ねて趣旨が徹底いたすように指示いたしたいと思っております。

○今井小委員長代理 この際、小委員外発言についてお諮りいたします。八木一郎君より、小委員外の発言を求められております。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○今井小委員長代理 御異議なしと認めます。なお、今後も、小委員外発言を求められました場合は、小委員長において適宜これを許可することに御了承願っておきたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○今井小委員長代理 御異議なしと認めます。さよう取り計らいます。八木一郎君。
○八木一郎委員 私は、農地局長に、二点確かめておきたい問題があるのです。この際、時間をお借りししてお尋ねしたいと思えます。

その一つは、救農土木事業の方針、内容についてであります。これは本会議あるいは予算委員会、大臣は、三億は微々たるものだが、予備費五十億に、なお必要があれば一般予備費三十億にも期待してこの救農土木を進めていきたい。こういう意図を言明されておるわけにございます。そこで、方針、内容についてお尋ねいたしたいのであります。救農土木という、すぐ思いつくのは、去る昭和二十八年度の災害のときであります。私どもは、同じ日、今回の災害よりもひどいといえわれる二十八年十三号台風の際に、当

時、救農土木という政府の措置はございまして、冬を何もしないで休んでしまふ、こういうことを憂えて、農を休んでしまふのは耐えられないということから、自発的に青年団や婦人会が主導的な計画を立てられ、土地改良事業の団体等について計画の緒につきかけた問題を本格的に取り上げて、その設計調査、さらに進んで交換分合、実施設計の一切を青写真で固めるまで、罹災した農民が秋の取り入れをする仕事もなければ、わら打ちする仕事もないという、その休んでしまふ休農の時期を、みごとに生業再建の基礎になる仕事に振り向けてやったわけにございします。それはりっぱな態度である、感心な青年団である、婦人会であるということ、県があとから、わずかな県費でもって奨励の方途を尽くした事例があるわけにございします。その際に、働いた人々には組合から立てかえてわずかな日当を出しておるのであります。ニヨンといつて、世間では失業すれば三百円なり四百円をもらっておるのに、農民は失業しても一文ももらえない。ところが、天災であるから、あまりにもかわいそうだということで、組合長が勇気を出して立てかえ融資の道をとって、ともかくその部落、その団体の土地改良計画をりっぱにし遂げた。時は移って、その後、このことを聞いた赤城農林大臣は、これは感心な村だから、一度現地に会いにこうというので、わざわざ現地の青年団や婦人会の、その二十八年災に屈せざる努力の跡を視察しましたが、非常に私どもも学ぶべきところが多かったのであります。私は、今回の政府、農林省が救農土木三

億として、いわゆる休んでしまわな
い、遊んでしまわないために、何とか
してそこに職を与えて就労の機会を
作ってやろうという、この考え方はき
わめて適切だと思う。今回再び十五号
台風で被害をこうむった罹災地の皆様
に、私は、当時のことを思い出して、
政府のこの施策を適切であるというこ
とを申し上げておるのでありますが、
さて、実際には負担のかかる団体営の
工事をやるとすれば、半分は補助をい
たいても、あと半分は自分で負担し
なければならぬ。自己負担を覚悟で、
しかも、今申し上げた事例に見るよう
な、りっぱな、団結した進取的な態度
で事業が進むかどうかということも気
づかれるのであります。激甚な、しか
も生業を失って前途暗たんたる農村、
漁村に対して、あたたかい就労の機会
を与えるというねらいはけっこうです
けれども、実際には、どういう考え
で、どういう方針と内容でこれを進め
ようとしておられるのか、できれば、
予算の規模等にも触れて局長の心づも
りをこの際お聞かせ願いたいと思う。

○伊東政府委員 救農土木でございま
すが、仕事の内容として考えておりま
すのは、先生おっしゃいましたよう
に、区画整理を中心とした団体
営、これがおよそ五割でございますが、
普通は三割とか四割でございますが、
少し上げて五割。それから開拓地
の建設工事、これは大体代行以上のもの
をやろうと考えておりますが、これは
全額国が持つというような、二種類
を考えております。団体営につきま
しては千拓地も含めてですが、一億と
いうような、今大ざっぱな割り振りは

いたしておりますが、それはどちらへ
も使えるように考えております。開拓
建設工事は全額国でございすから、
これにつきましては負担の問題が出て
参りませんが、団体営ですと、御承知
のように五割の補助でございまして、
残りの部分のうち八割は、公庫から
金を借りてやたらどうかというよう
な考え方で、公庫の方へも話してい
る。今までは冷害と旱害だけ
でございす。今度は水害地にもやる
わけでございますが、今考えておりま
すのは、主として湛水地域、水
か、と申しますのは、湛水地域で、水
は引いたが、災害復旧工事がほとんど
ないというような地帯がありますと、
災害復旧費の方から落ちる資金も落ち
て参りませんので、なるべく災害復旧
事業がございまして、それで労働の落ち
る地帯はなるべく災害復旧でとるが、
湛水はしたが、災害復旧もないという
ようなところも考えられます。これは
現実にごさいいますので、原則として
は、そういうところをやつていいたら
どうかというふうな考えでございま
す。それをどの辺まで伸ばしますか、
そういうことにつきましても、まだ今
後の問題として考えていいたらどうか
というふうな考えでございす。

○八木（一郎）委員 今の補助率の問題
は、農林省で考えよう、湛水地
帯で、他の公共復旧関連工事費で就労
の機会がなく、賃金をかせぐ場がな
い、こういうところを優先的に考えて
いくということならば、今の五割補助
で救農だなどというところは、その名は
実を備えていないと思うのです。私
は、開拓、千拓の問題について、予算
委員会において大臣にもたてたが、
湛水期間が一月も二カ月も続いたと
ころは、塩水には浸るし、長い期間衣
食住全部奪われておるし、これは新し
い千拓をやる、千拓政策のスタートへ
戻ったような気持で臨んでしかるべき
だ。千拓地で、被災した気の毒な農民
の実態は、ここに江崎委員もおられる
が、被災地で一晩、二晩寝てくれれば
さういふ地帯に救済だということよ
うな、救うという名前前のついたもの
を持つていくというのは、私は見当違
いだと思う。千拓じゃない、しかし長期
湛水であるという。これは別な角度
で、やはりこの施行を考えなければな
らぬ。そういう点は、まだ法律を土台
にしておるわけじゃありませんから、
行政措置による適切な運営によって水
没、流失、湛水長期間にわたるとい
うような地帯に対する救農土木、そこ
ではいかないけれども、私どもの地元
で明らかに瀬美半島というところ
は、太平洋の潮風で全部やられてお
る。地にあるイモまでだめになってお
る。こういう地帯は、まさしく救農土
木の適切なものを持つていくか、ある
いは、畜産局長は今日見えませんが、
畜産の施策を、きめをこまかに手当
してあげて、そして資金回収の道を開
いてもらう。就労の機会を与えるに
は、土木で主人公は働くし、婦女子や
老人は家畜でも飼って資金回収の道
を求めなければ、これはやっていきや
うがないのは明らかです。大蔵大臣は、

罹災の対策の基本は生業の再建、復
興、民生の安定を主眼としておると言
う。うたい文句はりっぱですけれど
も、及ばざること遠いと思うのです。
どうか、救農土木だと銘打って出す施
策については、今私が申し上げておる
ように、二段に考えて施行してもらい
たい。開拓、千拓政策の暫定的な一つ
のものとしてみじめなところで、今
言う半分自己負担で、そして何か仕事
を見つけてやりなさい。公共土木の全
額国でもってやる仕事さえないとい
うところに、そんなものを持つてとい
う無理だ。それは全額開拓、千拓の施
策と考えて善処してもらいたい。今申
し上げたようなところに次々半分の負
担だけれどもやりましようというところ
は、これは激甚地の中で、特に土地
改良事業施行の準備ができていて設計
などもできておるけれども、予算のつ
くのがおくれ、つい年次計画がずれ
ておるといふところは幾らでもあるわ
けです。そういうところに向けてすぐ
やりなさいといふて、半分融資で、半
分のうちの八割——八割といふことは
四割しか当たりませんけれども、四割
の融資と五割の補助で、この冬を、私
が申し上げたように遊んでしまわない
ように、現に実績をあげておるところ
があるのですから、これらをモデルと
して指導していただくというふうな
これは一つぜひやってもらいたい。政
務次官はこの道の苦勞人ですから、取
り上げて実施するように御配慮を願
いしたいというふうに思います。それ
を一つ要望がたが意見を申しまし
て、とさでございすけれども、お
さなりでなく、真剣に御検討の上、善
処する決意があるかどうか、政務次官
からお伺いしたいと思ひます。

（今井小委員長代理退席、綱島小
委員長着席）
○大野政府委員 そのお説はごもっと
もなのでございす。救農土木事業と
いう書き出しでございすので、五割
の補助で何が救農だ、こういうおし
かりはごもっともでございす。ただこ
れの本旨は、実は御承知のように、団
体営あるいは小規模湛水排水の土地改
良の関係などは、個人の財産が増加を
する、価値が増加するわけござい
まして、経済効果もまたやがて生まれ
わけでありす。それで問題は、労働
収入を差上げて、いわゆる農業本来
の営農によって生計を持つていくこと
ができない場所に、労働を何かとる方
法を工夫しまして、しのいでいかな
ければならぬだろう、こういうような考
えが出发点にありましたために、そこ
で湛水地帯で仕事をしようとしても、
ほかに考えられないという地帯を、ま
ず先に選んだわけでありす。そうす
ると、この際土地改良が進んでおら
ない場所もまたあるものでありすか
ら、本来ならば二割から四割の補助率
でやるべきであるけれども、この際思
い切つて、その団体排水をやつても
らおうじゃないか。そうすれば、かた
がたその仕事に携はることで現金収入
もとれるし、現金収入がとれただけ
は申しわけがないから、せめて補助率
五割の残りの八割がけでありますから、
総額の四割しかありませんが、これは
一つ農林公庫の方の融資で、ゆくり
償還をしていただく、こういうような
着想がこのもとでございまして、
救農土木と銘打つたためにおしかりを
受くるのはごもっともでございす

が、現金収入は何とかならないだろう
かという点が出発点でございました
ために、ただいまのようなおしかりが
あったことと思います。なおこの点に
ついての皆様のお考えに對しまして
は、審議の過程におきまして十分御意
見をお述べ願ひまして、一つ善処をさ
していただきたいと思います。

○八木(一)郎委員 二十八年災にはな
かった救農土木費を、御苦心を重ねた
結果、頭を出したことは敬意を表す
るわけであります。その施行の内容、
方針について、激甚なところに同情し
て、湛水地帯にまずその施策を持つて
いこうというお考えは、これはその当
時よりも、長い期間干拓に準じたよう
な状態に置かれておることに持つて
いくのは私は無理だと思ひます。それ
は干拓に準じた考えに立つてぜひ施行
してもらうように、予備費からも出し
ていいというように含みがあるわけで
す。そうしていただいて、いわゆる救
農土木施行地は、私が例示を申し上げ
たようなところで、ちよつと手を差し
伸べてやれば仕事も進むし、就労の機
会も与えて、完全失業状態になった農
民を生業に救う場が得られる、こうい
うところに向けてもらわないといかぬ
のじゃないか。ぜひ一つ二段に施行す
るようになさっていただきたい、そうし
てその結果、予備費に食いつくことは当
然認められておるのですから、一段の
御善処を願ひたい。

でもそうだと思います。党内におい
てもそういう傾向が強いと思う。私は
また当然そうすべきであらうと思つて
おるのですけれども、そこで問題があ
るのですが、二十八年の経験によりま
すと、災害を受けた翌年は、三・五・
二の割でいくから、相当災害県が予算
的にはそれらに予算を食うという理由
で、当然継続施行しなければならな
い、たとえば土地改良特定工事特別会
計によつて、衆参兩院の院議の決定も
あり、七年計画で完成すると約束して
いるような、こういう継続的な施行の
義務が政府にあるにもかかわらず、事
情が変更してきた、災害が起きたから
というふうな理屈で、当然継続してい
かなければならぬ方を繰り延べした
り、たな上げしたり、ちよつと今回の
災害で、災害復旧費を節約させるとい
うような、公共土木費を節約させる
というふうな考えを、もう少し深刻に
持つていって、肝心の年度計画、経済
効果がすぐ出る、期待されておる事業
を繰り延べしておいて、予算のつらは
災害が入つて前年に比べて多いのだか
ら、ほかの方は手が回らぬでしよう
というふうな工合に軽くあしらわれて、
大へんな迷惑を受けた経験があるわけ
であります。今回またさうな経験を
させられて、その復活だなんだとい
つて大騒ぎを政府与党の中で起こす必要
がないように、事前に今から、そうい
う問題についてはしかるべき配慮が、
事業担当の農林省としてはお持ち合
わせであらうとは思ひますけれども、そ
の問題についてどういう態度でおられ
るか、腹藏のない率直なお考えを承り
たい。

○伊東政府委員 今御質問がございま
したが、最初の救農のことにつきまし
て、実は二段のものを考えろというお
話、実は今も二段にはなつておりま
す。開拓地は全部国が負担するという
ことになつておりまして、先生の、三
段と二段の違いはございまして、われ
われは二段という形で考えておりま
す。

それから二番目の御質問でございま
すが、実はこの問題は、災害のため
に、今まで特別会計でありますれば七
年でやるというものが延びぬようにと
いうことで、われわれも現に大蔵省に
交渉いたしております。まだ予算が
はつきりしませんのでわかりません
が、いろいろの方法がその場合には考
えられるだろう。借り入れをよけいに
するということもありましよう。いろ
いろな手段が考えられますが、どうい
う手段をとりましたも、私どもはやは
り七年で完成するという約束で始めた
ものは、これは七年という原則は貫
いてやりたいということ、今交渉いた
しております。

○八木(一)郎委員 事務局とすれ
ば、それ以上答弁を求めるのは無理だ
と思ひますが、予算委員会では大臣も
はつきり、干拓、開拓政策については、
かような災害によつて途絶することな
く、年次計画を迫るものは完全実行し
ますと表明しております。表明してお
ります線は、開拓、干拓政策で動揺が
あつてはならぬと思ひまして、特にそ
の問題に限つて私は言明をいたしてい
おるのですけれども、土地改良年次計
画のごとき重要な農地政策の重点につ
いては、二十八年のような態度に絶対
出ない、この点は、きょうは大蔵官が
おられますから、政務次官に御苦労で
も、大臣の予算委員会における決意を
再確認していただいて、年次計画完成
のためには、今局長の言われるよう
に、たとへば借入金をして、あるいは
後年度の予算づけをしても、ないしは
負担行為を行なつても、実行は期して
いく、こういうことについて御言明を
いただきたい。そして私の質問はこれ
でとめておきます。

○大野政府委員 予算委員会におきま
しても、大臣がすでに意思を明確に表
明しておられますし、また事務当局で
も、ただいまお聞きの通りに詰めてお
りますので、当然お説のようにあくま
でもがんばります。

○江崎委員 閣下して、今八木さん
のお説で話はおほとんど尽きておるわ
けですが、これは政務次官も局長も、
ぜひ一つ救農土木の点について十分お
考え直しをいただきたいということ
は、今の開墾、干拓地と長期水没地帯
というものは、同じ様相を呈しておる
という御認識ですね。そこでその干拓
地及び長期水没地帯、いわゆる湛水地
帯というものをどうしても同じに考
えることができないという場合には、今
の十分の五を、その間をとつた十分の
八にするとか、何かそういう特例を講
ぜられませんか、これは灌漑排水をや
れ、補助干拓をやれ、時には区画整理
をやれといつても、賃金はなるほども
らつたが、一体その五割の団体費の経
費はどこから生み出すかということに
なつてしまつて、これは言うはやすく
して実際には行なわれない。そうする
と、ここにきつめて悪平等が出て参り
まして、むしろその負担能力のあると
ころへこの救農土木と称するものが可
能になり、負担能力の全然ない、それ

こそ救農土木を新設せられたそもそも
の精神を当然当てはめなければならぬ
ところでは、全然この恩恵に浴するこ
とができないといった、非常な不均衡
が出てくるわけでありまして、これは私
ども、最後のこの委員会の締めくくり
におきましては、十分一つの点を留
意しまして、大蔵省側とも折衝いたし
たいと思ひますが、先ほども予備費
の問題でこれを解決する、少なくとも
これに該当する問題だと思ひますの
で、その辺どんなふうにお考えられま
すか、もうちよつと明確にお話をいた
したいと思ひます。

○伊東政府委員 この問題は、実は多
芸輪中その他のところから、救農の問
題は発生しております。あそこも水が
かかりました、引いてみれば何にも
やるものがないということ、あの辺
が中心になりましたこの問題をやつて
おるのであります、今われわれの考
えておりますのは、残りましたものに
ついては、五割公庫から融資してもら
うということで大蔵省当局と話してお
りますので、検討はいたしますが、従
来の経緯はそういうことでありますの
で、二段というところで参つておりま
す。

○江崎委員 もちろん従来の五割が低
利資金でまかなう、これはよくわか
つておりますが、それとて今五十日以
上も湛水して、ようやくばらばら排水
にかかつたところを見ますと、稲は腐
りきつて、ちよつと堆肥みたいな調子
で悪臭を放つておつて、何とも手がつ
かぬという始末なんです。そうして除
塩をやらなければならぬというよう
なことをだんだん積み上げていきま
す、何としても長期湛水地帯には格別

の考慮を払われぬと、それこそ今の金額国庫でいこうという開墾、干拓地の非常な不均衡が、今度は逆に現われてくるわけであります。これはやはり一つ真剣にお取り上げを願っておきたいと思ひます。

○大野政府委員 ただいまのお説に基づきまして、大臣とも十分に検討したいと思ひます。

○足鹿小委員 関連が済んだようでありまして、法務省に、食糧庁が見えます。それは去る七日の災害対策特別委員会の全体会議の際に、私は岸総理等に、天災と国家の責任の問題について質問をいたしました。その際法務大臣の出席を求めましたが、他の省はみんな連絡がつくのに、法務省は法務大臣以下だれも連絡がつかぬという状態でありまして、はなはだ遺憾に存じました。きょうも、実は事務局より大臣に伺いたいのでありますが、大臣も御出席ないというので、やむを得ず事務局にお尋ねを申し上げるわけであります。

これは委員長に申し上げておきますが、農林関係の開拓農民との関連が非常に大きい問題でありますので、全体委員会の際に、農業災害補償法と農業共済基金法の問題等にも関連しまして、ぜひ農林大臣、法務大臣にあつて質問を許してもらいたい。それだけぜひお含みおきを願っておきます。

○綱島小委員 ちよつとお答えいたします。法務大臣は、この前も参りました。なほ来てもらうようにいたしました。それから農林大臣は、参議院の予算委員会でもどうも同意がないようでありまして、それが手があき次第に

来てもらうことにいたします。あるいは明日でもいいですね。

○足鹿小委員 明日でもいいです。

今度の災害で、五千人を上回る尊い人命が失われました。中でも干拓地の犠牲者は一番悲惨であり、気の毒であつたと私は思ひます。ところが、最近堤防完備の訴えも出ておりますし、また、名古屋市の一農民から、国家賠償法に基づいて訴訟の提起をされておる。特に法務大臣を国の責任者と認めて、これを相手取つて訴訟が提起されております。また最近では、水門流失の責任追及の立場から、東京都の葛飾区の綾瀬川水門流失により、工事責任者であつた区役所の土木課長が書類送検をされておるというふうに、次々と天災と国家の責任の問題、あるいは地方自治体の責任の問題等に関連して、国民から声が上がつておる。法的な手続をとられ、あるいは手続を完了した

ものもある。何も、災害の際には、政府あるいはその他の公共団体が被災民に恩恵的、義援的にお見舞的な措置を講ずることなく、当然国家賠償法というような法律が制定されておるのでありますから、この法律に基づいて当然処理すべきものは処理していかなければならぬと私は思ひます。これは鍋田干拓の場合であります。干拓堤防が十五号台風当時に正面からくずれて、そしてあの広大な地域が一瞬にして水にのまれた。長野県から家族をあけてようやく移住してきた人々は、瞬時にして尊い生命を奪われてしまった。にもかかわらず、なほ、農林省もこの再建に決意を示し、また現地の農民も、どこまでも現地に定住して鍋田干拓を進めていきたいという強い

熱意を持つておるわけであります。決して国家を恨んだり、あるいは為政者を恨むというふうなことでなくして、きわめて真摯な態度でもつて、やはり農民は農民らしく、その死に場所を求めた干拓地に生き抜こうという決意を示しておる。であるだけに、なおさら私もその真相を追及して、そしてたとい、被害者から国家賠償の提訴があれば当然であります。なくとも、もつとこれは真剣に国が取り上げて、そして法に抵触するようなことが明らかにするために調査をし、またその調査の結果明らかになれば、これに對して当然の法的措置を講じなければならぬと思ひます。そういう点から、人命を国家賠償で慰めることはできません。人命を取り戻すことはできないのであります。恩恵にあらずして、当然その家族に對して生活を援護し、将来の生活に希望を与えていくという意図におきまして、私はこの取り扱いは大事であると思ひます。そういう点から、水門流失の責任追及の問題、あるいは名古屋の国家賠償法に基づく被害の慰謝金の請求の問題、あるいは堤防完備の訴訟の問題等に対しまして、地方からどういふ報告を受け、どういふふうには法務当局はこれに對処しておられますか。その後におけるこの問題に對する経緯とあなただけの態度を、検討しておられるならば、その結果を承つておきたいと思ひます。

○青木説明員 お答え申し上げます。今御指摘の国家賠償法に基づく損害賠償の請求、それから堤防の相当な設備を求める訴訟二件が起きていられるわけでありまして、私どもの方にそういうものが送達されたのは最近であります。

さつそく名古屋の法務局に訴訟を行なうために指示いたしました。至急関係当局と事実関係の精細な調査をいたすように指示いたしておるわけでありまして、目下その方の調査に全力を尽くしておるわけでありまして、その調査に基づきまして、私もまたさらに検討を加えまして、今後の訴訟に当たりたいと思ひます。こういうつもりでございます。

○足鹿小委員 調査をしておるといふことでありますが、この際、私は、現地の鍋田干拓の生き残り者であり、移住前に長野県で村長をしておつて、引率して鍋田干拓に入つてきた関勝夫という人に直接聞いた話を一応申し上げて、御参考にお供しておきたいと思ひます。

「その話を要約しますと、先ほども話しましたように、堤防は前面からくずれて崩壊したという。当局は、高潮あるいは波浪に基づく水がオーバーフローして、堤防を越えて、内側の土砂をすくつたので倒れたと言つておる。この辺の食い違いは非常に大きいわけですが、これは委員長にもしばしば提言をしておる、理事の諸君にも善処を願つておるのですが、当委員会も現地を一人調査する必要がある、または参考人と呼んでその意見を求める必要があるというのを私は力説しておるのであります。当面の対策に追つておるために実現しておりませんが、これはまた日にちをかけて、当委員会が今後も取り上げていかなければならぬ問題だと思つております。その際、堤防の前面の基定と上部に亀裂があつたと関さんは言つております。それから、この延長七キロですか、八キロですか、

その大部分の堤防工事のコンクリートの中には、無底管が全部入らなければならぬことに設計上なつておつた。ところが、その無底管のないところが五百メートルもあつたと言つておるのであります。これは非常に重要なことでありまして、私は思ひます。賠償法によりまして、設置または管理上の瑕疵があつた場合に問題になる、こういうふうな規定されておるのでありますが、堤防は水にのまれてしまい、その当時おつた人は死んでしまい、その瑕疵があつたか

なかつたかというこの立証がつかないままに――また、訴訟の手続等になりますと、経費も非常に要し、まためんどろだ。当面生きていくのが精一ぱいの干拓地の入植者たちは、そのい

まがない。そういう事情から、ややもすればこの種のものはやむやになつてしまふ、これは私は非常に遺憾なことではないかと思ひます。むしろこれは行政管理局あたりが、行政管理局の立場から調査をし、そしてこれは公の立場からも立証に必要な資料を出していくということも必要ではないか。

そういう点から、私は益谷長官にも御出席を願つて聞いたところが、本年の三月から八月にかけて、去年の伊豆災害と、今度の伊勢湾台風の問題に関連しまして、名古屋地方行政管理局は、水や風のくる前に、伊勢湾の水防体系等について詳細な、膨大な調査をし、そしてこれをまとめて、当局へ資料として報告を發しておる事実を明らかにされております。そういう点から見ましても、瑕疵がなかつたとは私は言えないと思ひます。現に国の機関である行政管理局が、去年の伊豆災害の前車のくつがえつたのを見て、それに基づいて

警告を発し、水防体制の整備充実のため、いろいろな欠陥を指摘して、警告を発しておる、そういう点から見ても、設置または管理上瑕疵があったとはどうも言えないように思う。現地生き残り者の話から、あるいは名古屋地方行政管理局が発した警告の内容から、いろいろな点から見ても……ただ、これを現実法律に照らして立証していくということになりますと、訴訟費用の免除の法的手続もあるようであります、どれか一人は、その手続もあわせて行なっておるやに聞いております。法務当局がそれを奨励するというわけにも参りますまいが、少なくとも、こういう場合には、この瑕疵を立証して、被害者が賠償の提訴を一つでも二つでも出しておるわけでありまして、これを機会に、行政管理局等とも連絡をいたされまして、もう少し突っ込んだ検討を法務当局としてやられる必要があるのではないかと、こういうふうに思うわけがあります。調査を命じ、現在いろいろと準備をしておるということですが、私は、その御参考までにこのことを一つ申し上げたい。

次に、今までこういうことに対して事例があったかということについて伺っておきたいのですが、私の知っておるのは、昭和二十六年に京都の平和池の決壊事件というのがある。これは死者が七十数名あり、全壊の戸数が三十一戸、半壊が十二戸で、三十町歩の田畑が流れて、京都府と原告との間に示談が成立をいたしまして、一人当たり十五万円ですが、何か示談の慰謝料が出てケリがついておる。これは国家賠償法に基づいて提訴

はしたが、京都府がまああとというところでおさまえたらしい。当時の金で十五万円と聞いております。このように、一応それが動機となつて、何らかの形で話のついた事例もあるわけですが、ほかにもそういう事例がありますかどうか。私が今平和池問題について述べたことは、間違つておるかどうか。それに対するあなたの方の研究された結果はどうか。ほかの事例、平和池事件の経過、それとの関連において、この鍋田干拓その他の前線堤防の決壊からくる多くの犠牲者を出した件は、国家賠償法の適用の精神に基づいて救済の方途を考え、これを実施すべきものではないかと私は思うわけですが、そういう見地からお尋ねをしておきたい。

○青木説明員 今御指摘の第一点であります。私も訴訟をやつていく上にあたりましては、国を代表して訴訟をやつていくわけでありまして、従つて、何でもかんでも訴訟に勝つていけばよいという見地だけから訴訟を担当しておるわけでもないのです。あくまで被害者の立場に立ちまして、はたして原告側の主張が正当であるかどうかということを検討いたしまして、認むべき点は認めて参ります。また、見解の相違のところは反対の主張をいたす。こういうことで、厳正な判決を受けるように努めておるわけでありまして、従いまして、今御指摘の点につきましても、われわれの調査にあたりましては、あらゆる角度から、純客観的な立場で調査を加えて参りたいと思つておるわけでありまして、今御指摘の行政管理局方面からのいろいろな警告その他の関係の方の問題

も、よくまたそれぞれの関係庁の意見を徴しまして、あらゆる角度から厳密に検討を加えて、国の方の主張を公正なものにいたしたい、こういう考えでございます。

それから、ほかにもこういう例があるかというお尋ねの点は、今御指摘のように、私の一番はつきり思いついた点は、京都の平和池の事件であります。この点につきましては、訴えが起りまして、設備の設置、保存に瑕疵があったかどうか、非常にデリケートな事件であつたわけでありまして、あの地方におきましては、まさに明治以来未曾有の降雨量でありましたために、はたしてそのみによつたのか、あるいは設備の設置、保存に瑕疵があつたために生じたのか、その点が非常にデリケートな関係であつたわけでありまして、結局今お話しのように、双方示談というところで和解して、相当の金を支払つて解決したわけでありまして、そのほかには、こういう天災による大規模な損害につきまして訴訟が起つたという例は、今ちょっと記憶にございません。もちろん個々のいろいろな設備の設置、保存に瑕疵があつたというところによつての損害の案件は、法的には相当あるわけでありまして、大被害による大規模な損害についての訴訟事件というのは、今の平和池の事件以外にはちょっと記憶がございません。

○足鹿小委員 現地の法務局なり名古屋地裁にも照会をし、調査をしてからということでございますが、いつごろ果が判明をいたしますか。私はこの間も首相に伺つたのですが、賠償法の発動ということについてはまだ考えておらぬ、しかし、他の方法についても考へてみる必要がある、いずれにしても慎重に検討しなければならぬという御意見でありました。この間、法務大臣が本委員会において話したところでありまして、私は、他の委員会に用務がありまして、その際出ておりましたので、法務大臣にあらためてまた伺ひますが、これは訴えがあるうとなかろうと、当然国の責任においてこの際徹底的に事態を洗い、よく調査をして真相を確かめる、そのことが、今後のこの種の災害を防止していく上に大きな意義を持つておると私は思います。いずれまた機会を得まして、この問題は詳細法務大臣にお尋ねをいたしますが、いつごろその見通しがつきますか、それをこの際明らかにしておいてもらいたいです。調査の方法は、現地にないわけですから、堤防もないし、人もおらぬ。そうすると、当時の設計責任者、実施監督者、生き残つた人々、いろいろな関係者を——別にその人を追及するというのではなくして、公の立場において事態を明らかにしていく必要が私はあると思ひます。その点について、あなたの方が今後と見通しを伺つておきたい。

○青木説明員 この種の調査におきましては、もちろん非常に手数がかるのであります。今御指摘のように、現場が相当災害前の状況と変わつておることが当然予想されるところであります。もちろん、現在どういふ状況にあるかということもまた精細に調べなければなりませんし、今御指摘のように、設計、施工、そういう方面の関係書類があれば、そういう方面も詳細に検討をする必要があると思ひます。さらにまたその関係者、それから現在生き残つておられる付近の人々の言葉とか、あるいはまた今回の風水害のいろいろな天候の関係、そういういろいろなことも調べなければならぬわけでありまして、きょううな関係で、相当事柄は技術的な面も多いわけでありまして、そういう方面の専門家の意見も、また徴していかなければならぬかと思つております。そんなことで、相当期間を要するのではないかと思つております。ただ、訴訟はすでに提起されております。その訴訟の進行も、できるだけ早くはかつて参らなければなりません。従いまして、私の方をいたしましては、できるだけ早く現場の調査を終えたいと思ひますが、今言うような関係で、非常に複雑な調査になりますので、いつまでにはできると、時期的に限定した見通しはちょっと立てがたいのであります。裁判所に対する答弁書の提出も、その半年も先に延ばすわけにも参りません。せめて、二、三カ月以内くらいには答弁書を出さなければならぬのじゃないか。できるだけその間に努力をいたしたいと思つておる次第であります。

○足鹿小委員 あと、今度法務大臣がおいでになつてから——これは事務当局です。事務上の見直し等で今日は一応法務関係については打ち切つておきます。最後に食糧庁長官に伺ひたいと思ひます。米穀の売渡の特例に関する法律案に関連いたしまして、二、三伺ひたいのであります。予約概算金の延納措置の問題について、一応の措置がとら

れていることは聞いておりますが、これは何らかの形で返済免除の措置をとらなければ、今度の被害激甚地の農民たちは返済することはおろそか、現実には食うことも——国家が救済土木事業を興そうという段階でありますので、それに対しては特別の措置が私はとられてしかるべきだと思っておりますが、これに対して、食糧庁は現在どういうふうに対策を講じておられますか。

○須賀政府委員 予約概算金の善後措置につきましては、われわれといたしまして、今回の災害が予約制度開始以来いまだ例のない大きな災害でありましたので、その措置について鋭意検討している次第でございます。被害の実態につきましても、極力その状況を早期に把握いたしますように、私どもの出先機関等を通じて鋭意努力いたしている次第でございますが、現在までの段階では、今回の被害農家に対しては、おのづから予約概算金の要返納額等につきましても、まだ十分に集計等もいたしかねているような段階でございます。従いまして、その措置等につきましても、その状況が十分把握をされまして、それに応じてその対策をさらに詰めて参るわけでございますが、現在考えておりますのは、予約制度を始めました当時からの考え方といたしまして、予約概算金は、災害その他の理由によつてそれに見合う米の供出ができなかった場合におきましては、指定集荷業者でありま

金の返納につきましては、現在予約制度の中にきめられておりますその処置で参りたいと考えているのでございませうが、実際に農協と農家との関係につきましては、私から申し上げるまでもなく、今回の被害農家は、直ちに概算金を返すことが非常に困難な状態になつております場合が相当多いと考えられるのでございませう。それで、去る三十一年に北海道の大冷害の場合に参りました前例が、この予約制度開始以来一つあるのでございますが、今回の場合も、その例を十分参考にいたしまして、おおむね北海道の大冷害の場合の処置と同じような考え方の方で対策を進めて参りたいと思つてゐるわけでございませう。と申しますのは、具体的に申し上げますと、農協から代位弁済をしていただくわけでございますが、農協といたしましては、そのために上部機関等からその引当金の融資を受けるわけでございますので、融資を受け、かつ、農家からは相当期間の返納ないし分割納付というふうな形で扱つてもらうというふうな関係になりますので、その間農協の利子負担等もございませうので、これについて必要な補給の措置を講ずるというふうな方法で処理をしていきたいと考えておる次第でございます。

○足鹿小委員 ちよつと長官忘れましたが、北海道冷害、東北冷害の際にこの場合、二十八年災のときのことが比較に出ておるだけで、概算金の延納あるいはこれに対する特別の措置としては適当でないように思ふのです。○須賀政府委員 予約制度を開始いたしました以来、災害のために概算金返納の問題の起きましたのは、北海道の大冷害の場合が前例といたしましては唯一の例であります。二十八年災の場合は、まだ予約制度になつておらなかったものであります。あの際は、概算金の問題はなかつたわけでありませう。北海道の冷害の場合にとりましては、農協をもう少し詳しく申し上げますと、農協から代位弁済をしていただくという建前はかたく守りまして、農協から概算金の代位弁済をしていただいたわけでありませう。そういったしますと、農家と農協との間に、その跡始末をどうするかという問題が出て参ります。それを北海道の場合は、被害の程度に分けてまして、被害の比較的軽いところは三年、被害の非常に重いとところは五年という期限を切りまして、三年ないし五年の分割納付を農家から農協にいたしていただくわけでありませう。そういったしますと、農協の方では、代位弁済をいたします金をそこで立てかえておりませうから、そこで約一割程度の金利を負担します。農家の方の農協に返します金は、被害の程度別に、軽いところで六分五厘、重いところで三分五厘というふうな金利を農家からも前納分につきまして取つておりますので、農協が実際に負担しております金利と農家が負担いたします金利との金利差を、補助金で補給しておるわけでありませう。これは毎年予算を組みまして、なお今年度もそれを継続いたしております。

○足鹿小委員 今も長官からお話があったように、比較がみな二十八災をもつておつて、ちよつと検討が国会側にも足らぬと思ふ。これは非常に農家の切実な問題であります。今北海道の例をおとりになつておりますが、北海道の冷害というものは、これは完全な天災でせう。いかんともしがたい。ところが今度の場合は、私は多分に政治災、人災的要素があると思ふ、場所によつてでしょうが。北海道の冷害の場合とちよつと違ふ。先ほども、農業災害補償法に関連いたしまして、農作物災害共済の際にも私は触れてゐるのでありますが、農家が期待しているほど金がない。そこでその差額金について、何か特別補償の方法はないかというところを、あす農林大臣に要望がたがたお尋ねをしてみたいと思つております。害地の農民が今日に困り、将来にわたつても困るものを、形の上でまた延納または延納にいたしまして、これは納めども見込みがない。といつて、農業協同組合にそれを全部転嫁してしまふというのはいかぬ。これは飯米措置も国がきめておることでもありませう。関連して、この概算金の問題もうまく処理をすることが、私は、一番農家にとっては切実であり、効果がある問題ではないかと思ひます。できれば私は、棒引きというと語弊がありますが、実際は農民が払わなくて済むような何らかの方法を考えて、そうして善処してやるべきではないかと思ひます。これは、委員長も農村関係については御認識があると思ふのですが、ぜひこの点を当委員会でも検討して、意のあるところをまとめて、政府に実施せしめていきたいと思ひます。農民負担にならないように、何らかの責任においてこれを処理してあげるといふことにしていきたいと思ひます。せつかく、食糧庁におかれましては、この

の点は特に慎重に、しかも、あたたかい思いやりのある態度でもって対策を考えていただきたいと思ひます。きょうはこの程度で終わつておきます。

○須賀政府委員 私、先般災害の現場を直接見まして、今回の災害の様子から考えまして、概算金の問題は非常に大きな問題であるというふうな十分承知をいたしております。従いまして、被害の実態等に対処して、できる限りの処置は講じたいと思ひます。その趣旨で鋭意努力をいたしておるわけでありませう。概算金そのものの制度的建前等から考えまして、これを現実的に免除するということとは、私の考えますところでは、非常に重大な問題ではないかと考えております。しかしながら、北海道の冷害の場合と比較をいたしまして、今回の場合は、たとえ、明年以降の実際の作付ないし収穫の模様がどういふふうになるかというふうなことも、十分見きわめまして、その対策を考えて参らなければならぬので、ただいまのいろいろ御指摘のありましたような点も十分体しまして、さらによく検討をいたしたいと考えております。

○網島小委員 明日は、午前十時より開会いたすことといたし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十一分散会

昭和三十四年十一月十八日印刷

昭和三十四年十一月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局